

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正 (税務課)	8
○亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正 (地域福祉課)	8
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正 (社会教育課)	9
○亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (社会教育課)	10
○亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課)	10
○亀岡市介護保険条例の一部改正 (高齢福祉課)	11
○亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例 (環境政策課)	11
○亀岡市印鑑条例の一部改正 (市民課)	14
○ガレリアかめおか条例の一部改正 (市民力推進課)	14
○亀岡市交流会館条例の一部改正 (市民力推進課)	16
○亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部改正 (ふるさと創生課)	18
○亀岡市道路の占用に関する条例の一部改正 (土木管理課)	19

○亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課)	20
○亀岡市営住宅管理条例の一部改正 (建築住宅課)	21
○亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (総務・経営課)	21
○亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 (病院総務課)	22
○亀岡市税条例等の一部改正 (税務課)	23

—— 規 則 ——

○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (保育課)	32
○亀岡市事務分掌規則の一部改正 (企画調整課)	33
○亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部改正 (企画調整課)	37
○亀岡市庁議等に関する規則の一部改正 (企画調整課)	40
○亀岡市公印規則の一部改正 (総務課)	41
○亀岡市職員の臨時的任用に関する規則 (人事課)	42
○亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正 (人事課)	43
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (人事課)	44

○議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 48	○住民基本台帳からの職権消除(市民課) 75	
○亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 49	○住民基本台帳からの職権消除(市民課) 75	
○亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部改正 (子育て支援課) 54	○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示 (人事課) 76	
○亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則 (環境政策課) 57	○亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱及び京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設置要綱の一部改正 (障害福祉課) 77	
○亀岡市交流会館条例施行規則の一部改正 (市民力推進課) 64	○亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正 (保育課) 78	
○亀岡市移住・定住促進施設設置条例施行規則の一部改正 (ふるさと創生課) 67	○亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱等の一部改正 (お客様サービス課) 78	
○亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 (建築住宅課) 68	○公示送達 (保険医療課) 79	
○亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (高齢福祉課) 70	○指定区域の指定に係る図書の縦覧 (都市計画課) 81	
○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正 (都市計画課) 70	○令和2年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課) 82	
告 示		
○公示送達 (保険医療課) 71	○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 83	
○サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 72	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 84	
○公示送達 (税務課) 73	○亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 86	
○個人市府民税の申告期限の変更 (税務課) 73	○亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱 (農林振興課) 88	
○亀岡市公の施設の指定管理者の指定 (財産管理課) 73	訓 令	
○亀岡市立保育所副食費の徴収に関する要綱の一部改正 (保育課) 74	○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画調整課) 93	
○南丹都市計画道路事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 74	○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課) 94	
○指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 74	○亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部改正 (契約検査課) 96	
○サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 75		

—— 公 告 ——

○亀岡市鳥獣被害防止計画の策定 (農林振興課)	96
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	96
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	97
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	97
○南丹都市計画道路事業の事業計画の変更 (桂川・道路整備課)	97

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

○令和元年度定期監査	99
○令和元年度財政援助団体等監査	103
○令和元年度工事監査	112
○亀岡市監査基準	118

教育委員会欄

—— 規 則 ——

○亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	125
○亀岡市就学援助規則の一部改正	126
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正	130
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	130

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	131
--	-----

○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	131
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	132
○亀岡市選挙管理委員会において選挙された委員長	132

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○令和2年3月定例総会の開催	132
----------------	-----

上下水道部欄

—— 規 程 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部改正	133
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係上下水道事業管理規程の整備に関する規程	133

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者休止の告示	143
○公共下水道の供用及び汚水の処理の開始	144
○公示送達	145

市立病院欄

—— 公 告 ——

○亀岡市立病院職員採用試験の結果	145
------------------	-----

公布された条例のあらまし

亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例要綱

- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に、年金給付関係情報等を追加することとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみ放課後児童会に入会する

児童に係る負担金を改定することとした。

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 放課後児童支援員が修了しておくべき所定の研修の受講期間に係る経過措置について、当分の間、当該支援員が放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに猶予期間を継続することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
 - (1) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を630,000円（現行610,000円）に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を170,000円（現行160,000円）に改めることとした。
 - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基

準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を285,000円（現行280,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を520,000円（現行510,000円）に改めることとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1 低所得者に対する保険料軽減の強化に関する所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、別に規則で定める日から施行することとした。

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例要綱

1 使い捨てプラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与するため、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組の推進について必要な事項を定めることとした。

(1) 事業者が事業所等においてプラスチック製レジ袋を有償又は無償で提供することを

禁止することとした。

(2) 事業者が事業所等において生分解性の袋を無償で提供することを禁止することとした。

(3) その他所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。ただし、第13条及び第14条の規定は、令和3年6月1日から施行することとした。

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例要綱

1 ガレリアかめおかの利便性の向上と利用の促進を図るため、施設の配置の見直し及び使用料の改定を行うこととした。

(1) 企画展示室2の使用時間、休館日及び使用料の規定を設けることとした。

(2) ガレリアかめおかの使用料を改めることとした。

(3) 企画展示室1～2の使用時間及び休館日

を改めることとした。

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行し、1の(2)の改正規定は、令和3年4月1日以後の使用に係るものから適用し、1の(3)の改正規定は、令和3年4月1日から施行することとした。

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市交流会館の開館時間を変更し、会議室等の夜間の使用料を規定することとした。
- 2 スポーツライミング施設の設置に伴い、当該施設の使用料を規定するとともに、ホールの貸館を廃止することとした。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市移住・定住促進施設の利用状況を踏まえ、より効率的な管理運営を行うため、使用料を改定することとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設ける露店等に係る道路占用料（日額）及び電源を使用する場合の加算額を定めることとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡運動公園体育館における冷暖房設備の設置に伴い、当該設備に係る使用料の規定を新たに設けることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例要綱

- 1 市営住宅への入居に際し、連帯保証人の選任を不要とすることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市水道施設を使用して南丹市に水道用水を供給するに当たり、地方公営企業法の規定により水道用水供給事業の経営の基本に関する事項を定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 関係条例を改正することとした。
- 4 この条例は、水道法第26条の規定に基づく認可のあった日から施行することとした。ただし、第10条の改正規定は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正した。
 - (1) 所有者不明土地等について、条例で定めるところにより、現に所有している者の申

告を制度化することとした。

- (2) 固定資産の所有者が全く明らかにならない場合、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとした。
 - (3) 子どもの貧困に対応するため未婚のひとり親に対して、寡婦（寡夫）控除を適応することとした。
 - (4) 寡婦（寡夫）控除の適用条件について、所得制限を同一（前年の合計所得金額500万円）とする等公平な措置を講じることとした。
 - (5) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
 - 3 この条例は、令和2年4月1日から施行した。ただし、1の(3)及び(4)の改正は、令和3年1月1日からそれぞれ施行することとした。

条例

亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項特定個人情報の欄中「（以下「児童手当関係情報」という。）介護保険給付等関係情報」を「（以下「児童手当関係情報」という。）、「介護保険給付等関係情報」に改め、「（同表に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）」の次に「、年金給付関係情報、年金生活者支援給付金関係情報」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成21年亀岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみ入会する児童	学年始休業日（4月）		夏季休業日（7月）		夏季休業日（8月）	
	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）
	別に規則で定める学年始休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める夏季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める夏季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額
	冬季休業日（12月）		冬季休業日（1月）		学年末休業日（3月）	
	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）	同一世帯から2人以上入会している場合の左以外の児童（第2子以降）
	別に規則で定める冬季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める冬季休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額	別に規則で定める学年末休業日の期間中の児童会開設日数に470円を乗じて得た額	左欄の額に2分の1を乗じて得た額
	負担金は当該期間中の額とする。なお、生活保護法の規定による被保護世帯及び前年度分の市民税非課税世帯については課さない。					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第3項中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに修了」を「放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに修了」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の6中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第16条の11中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第20条第1項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第3項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の6、第16条の11及び第20条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「23,376円」を「18,696円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「23,376円」を「18,696円」に、「34,284円」を「26,496円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、

「23,376円」を「18,696円」に、「45,204円」を「43,644円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例

プラスチックは、その優れた汎用性、実用性から私たちの生活に密着し、私たちもまた、プラスチックの利便性に依存してきた。その結果として、多くの使い捨てプラスチックが私たちの暮らす環境を汚染する一因となり、海洋プラスチック汚染という地球規模の環境汚染へとつながっている。

そこで、亀岡市長は、亀岡市議会とともに「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロを実現するために、まずは、私たちの日常生活に最も密着したプラスチック製レジ袋の提供を禁止することで、プラスチックの利便性に依存してきた生活を見直すとともに、川、海へとプラスチックごみを流さない意識のつながりの構築、さらにはごみの減量に取り組んでいく方向性を示したところである。

そして、こうした取組が、環境、経済及び社会の統合的な成長を目指す「地域循環共生圏」の創造へと展開していくとともに、市民一人一人の郷土愛を育み、豊かな自然環境を活かした地域ブランドの確立につながっていくことを願っている。さらに、市民が良好な環境を次代に引き継ぎ、将来にわたって安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組の推進に関し、必要な事項を定めることにより、使い捨てプラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プラスチック製レジ袋 事業所等において、販売された商品を運搬するために消費者に提供されるプラスチック製の買物袋（生分解性の袋を除く。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う法人、団体及

び個人をいう。

- (4) 事業所等 市内の事業所、事務所及び店舗をいう。
- (5) 生分解性の袋 土壌環境及び水環境のいずれでも自然界に存在する微生物の働きにより最終的に二酸化炭素及び水に分解される性質を有するバイオマスプラスチックの袋及び紙製の袋並びにこれらと同等以上の新技術により製造される袋で市長が認めるものをいう。
- (6) プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組 プラスチック製レジ袋の提供禁止及び生分解性の袋の無償配布禁止等の実施により、使い捨てプラスチックごみゼロの実現を目指す取組をいう。

(市の責務)

第3条 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組の推進を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組に関する市民等及び事業者の意識の啓発を推進しなければならない。

3 市は、使い捨てプラスチックごみの削減を推進しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所等においてプラスチック製レジ袋を有償又は無償で提供してはならない。

2 事業者は、事業所等において生分解性の袋を無償で提供してはならない。

3 事業者は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(協力関係の構築)

第6条 市、市民等及び事業者は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組について、相互に連携を図りながら協力関係を構築し、使い捨てプラスチックごみのない持続可能なまちづくりに努めなければならない。

(市の支援)

第7条 市は、市民等及び事業者がプラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組を行うために必要な支援を行うことができる。

(効果の検証)

第8条 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組による効果を検証するために必要な調査を実施し、現状把握に努めなければならない。

(表彰)

第9条 市長は、特に使い捨てプラスチックごみの削減に努め、良好な環境の保全に寄与していると認められる市民等及び事業者を表彰することができる。

(指導及び助言)

第10条 市長は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組を推進するため、市民等及び事業者に対し必要な指導及び助言を行うこととする。

(立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所等に立ち入り、必要な調査をさせ、又は事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第12条 市長は、第5条第1項及び第2項に違反した事業者に対し、期限を定め、その是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(違反者の公表)

第13条 市長は、事業者が正当な理由なく第11条第1項の規定による立入りを拒み、若しくは同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前条の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をする場合は、あらかじめ第14条第1項の規定により設置する審査会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をする場合には、あらかじめ当該事業者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査会)

第14条 前条第1項の規定による公表について、市長の諮問に応じ、調査し、又は審議するため、審査会を置く。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後1年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、

その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

「揭示済」

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例

第1条 ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中

「
企画展示室
」

を

「
企画展示室1～2
」

に改める。

別表第3中

「
企画展示室
」

を

「
企画展示室1～2
」

に、

440円	550円
各5,060円	各5,500円
2,200円	1,100円
1,760円	2,200円
各440円	各550円
各440円	各550円
各220円	各220円
220円	各330円
4,400円	6,600円
各220円	各220円
1,760円	2,750円

- 「
- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
 - 2 冷暖房設備を使用する場合は、表に掲げる額（附帯設備並びにロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を除く。）に次の各号に掲げる額を加算する。
 - (1) 冷房 4割相当額
 - (2) 暖房 3割相当額
 - 3 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合において、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。
 - 4 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。
- 」
- を

「

備考

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
- 2 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合において、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。
- 3 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。

」

に改める。

第2条 ガレリアかめおか条例の一部を次のように改正する。

別表第1企画展示室1～2の項を削る。

別表第2企画展示室1～2の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例中第1条のうち別表第3金額欄及び備考の改正規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「午後5時」を「午後9時」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

1 各室及び宿泊施設

使用時間 区分 種別	午前	午後	昼間	夜間	宿泊
	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午後2時～ 翌日午前10時
教室	730円	730円	1,250円	730円	
実習室	1,030円	1,030円	1,880円	1,030円	
会議室	620円	620円	1,030円	620円	
コテージ			4,070円		8,140円
キャンプサイト			1,650円		3,300円

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 スポーツライミング施設

使用時間 区分 種別	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
専用使用	20,400円	20,400円	20,400円
個人使用	大人	680円	680円
	小人	340円	340円
附帯設備	各附帯設備ごとに、1使用時間区分220円を超えない範囲内において規則で定める額		

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料（附帯設備の使用料を除く。）の3割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 この表において「大人」とは19歳以上の者を、「小人」とは7歳から18歳までの者をいう。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を改正する条例

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

使用種別	名称	区分	使用料（1泊につき1人当たり）					
			1人	2人	3人	4人	5人	
移住体験使用	応挙、梅岩、了以	特定日を除く全日	2,750円					
宿泊使用	応挙、梅岩、了以	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	18,700円	11,000円	9,900円	8,800円	7,700円	
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	20,900円	13,200円	11,000円	9,900円	8,800円	
		繁忙期	平日、日曜日又は祝日	20,900円	13,200円	11,000円	9,900円	8,800円
			祝日の前日又は土曜日	23,100円	15,400円	14,300円	13,200円	11,000円
		特定日	26,400円	16,500円	15,400円	14,300円	13,200円	
日中	応挙、梅岩	—	4時間まで 4,070円		4時間超過 1時間ごとに 1,010円			
	了以	—	4時間まで 3,050円		4時間超過 1時間ごとに 500円			

備考

- この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- この表において「繁忙期」とは、3月21日から4月5日、7月21日から8月11日、8月17日から8月31日をいう。
- この表において「特定日」とは、1月1日、1月2日、4月29日から5月4日、8月12日から8月16日及び12月29日から12月31日をいう。
- 日曜日が祝日の前日に該当する場合は、祝日の前日の使用料を適用する。
- 移住体験使用にあつては、特定日は使用できないものとする。
- 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は、使用料の人数には含まない。
- 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第13号

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

道路その他これらに類するもの	〃	1,500
露店、商店、置場その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1月	600

」

を

「

道路その他これらに類するもの	〃	1,500	
露店、商店、置場その他これらに類するもの	地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの	1平方メートルにつき1月	600

」

に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 露店、商店、置場その他これらに類するものを地域の活性化等に資する路上イベントに際し一時的に設ける占用において、道路に備付けの電源を使用する場合には、1口につき1時間当たり100円を加算するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3第3項第2号中

「

附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日については、33,000円）を超えない範囲内において規則で定める額
------	---

」

を

「

附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日については、33,000円）を超えない範囲内において規則で定める額	
冷暖房設備	大競技場	使用料の10割に相当する額（部分使用の場合は、全面使用における各区分に該当する使用料の10割に相当する額とし、他の使用者があるときは、これを使用者数で除した額とする。）
	小競技場	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市営住宅管理条例の一部を改
正する条例

亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例
第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第7号」を「第6号」に改
め、「、第4号」を削り、同項中第4号を削り、
第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第
7号を第6号とする。

第10条第1項第1号中「入居者と同程度以
上の収入を有する者で、市長が適当と認める連
帯保証人の連署する」を「緊急時の連絡先等を
記載した」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定
利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行す

る。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第10条
第1項第1号の規定により提出された請書は、
改正後の第10条第1項第1号の規定により
提出されたものとみなす。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

亀岡市上下水道事業の設置等に関
する条例の一部を改正する条例

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例
（平成29年亀岡市条例第31号）の一部を次
のように改正する。

第2条第1項中「市民に」を削り、「附帯す
る飲料水供給施設を含む。」を「法第2条第1
項第1号に掲げる水道事業（附帯する飲料水供
給施設を含む。）をいう。第4条第2項第1号
を除き、以下同じ。」に改める。

第4条第2項第1号及び第2号を次のように
改める。

(1) 水道事業（水道法（昭和32年法律第
177号）第3条第2項の水道事業をい
う。）

ア 給水区域は、三宅町、東堅町、西堅町、

突抜町、横町、北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、中矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、河原町、北河原町、吉川町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘及び南つつじヶ丘の全部並びに古世町、矢田町、上矢田町、下矢田町、荒塚町、安町、余部町、宇津根町、西別院町、曾我部町、禰田野町、本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町及び篠町の一部の区域内とする。

- イ 給水人口は、87,700人とする。
- ウ 一日最大給水量は、39,500立方メートルとする。

(2) 水道用水供給事業（水道法第3条第4項の水道用水供給事業をいう。）

- ア 給水対象は、南丹市とする。
- イ 一日最大給水量は、1,762立方メートルとする。

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、水道法第26条の規定に基づく認可のあった日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(亀岡市水道事業給水条例の一部改正)

- 3 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡

市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「飲料水供給施設」を「水道用水供給事業及び飲料水供給施設」に改める。

第2条中「第4条第2項第1号」を「第4条第2項第1号ア」に改める。

「揭示済」

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成14年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第32条の3中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第35条の3第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第35条の4の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第35条の4の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第46条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第52条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中

「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第52条第6項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第57条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第57条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第69条の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第69条の2 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及

び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第70条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第88条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第88条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第90条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等につい

て、第92条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第92条第1項中「第90条第2項」を「第90条第3項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3

項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15

条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日ま

で」に改める。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第2項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第46条第10項から第12項まで」を「第46条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の

2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項）」を「第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項）」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項）」を「第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項）」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8

第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第9項」に改め、同項後段中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第48条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法

人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第51条の13第4項から第6項までを削る。

第88条第2項中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成31年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月

1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第4条 亀岡市都市計画税条例(昭和32年亀岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第16項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第5項」を「附則第6項」

に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第88条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例第24条第1項第2号、第32条の3及び第35条の3の改正規定並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中亀岡市税条例第88条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中亀岡市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第32条の3及び第35条の3第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の3第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に

規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）とする。

4 新条例第35条の4の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第35条の4の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第35条の4の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度

（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第52条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第52条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第69条の2の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従

前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第一号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第18項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 市税条例等の一部を改正する条例(平成28年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元

年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 市税条例等の一部を改正する条例(平成29年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 市税条例等の一部を改正する条例(平成30年亀岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1

日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

「揭示済」

規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1生涯学習部の部を次のように改める。

生涯学習部	人権啓発課	啓発振興係 男女共同参画推進係
	市民力推進課	市民活動推進係 地球環境子ども村係
	文化国際課	文化国際係
	生涯スポーツ課	生涯スポーツ係

別表第1環境市民部の部を次のように改める。

環境市民部	市民課	市民相談係 受付係 戸籍係 国民年金係
	環境政策課	環境政策係 環境保全係
	火葬場整備推進課	
	環境クリーン推進課	計画係 施設管理係 埋立施設係
	保険医療課	高齢者医療係 国保給付係 国保料係

別表第1健康福祉部の部障害福祉課の項中「障害」を「障がい」に改め、同部高齢福祉課の項中「介護保険係」の次に「介護事業所係」を加え、「認知症支援係」を削り、同部健康増進課の項中「医療係」を「健康予防係」に改める。

別表第1まちづくり推進部の部土木管理課の項中「道路維持係」を「施設維持係」に改め、「河川維持係」を削る。

別表第2中「文化・スポーツ課」を「人権啓発課」に、「環境政策課」を「市民課」に改める。

別表第3生涯学習部の部を次のように改める。

生涯学習部	人権啓発課	人権施策に係る総合企画及び調整に関すること。 人権問題の調査研究に関すること。 人権擁護委員に関すること。 人権啓発活動の推進に関すること。 人権相談に関すること。 人権啓発資料の収集、作成及び活用に関すること。 他の部及び課に属さない人権問題に関すること。
-------	-------	---

		<p>地域振興（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。 文化センター及び児童館に関すること。 隣保事業の届出に関すること。 住宅新築資金等貸付事業管理組合との連絡調整に関すること。 男女共同参画社会実現に係る総合企画及び調整に関すること。 男女共同参画に係る調査研究及び情報の収集に関すること。 男女共同参画に係る啓発及び施策の推進に関すること。 その他男女共同参画に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
市民力推進課		<p>生涯学習に係る総合企画及び調整に関すること。 生涯学習に係る調査及び研究に関すること。 生涯学習推進審議会に関すること。 市民協働及び市民活動に係る総合調整及び推進に関すること。 ガレリアかめおかに関すること。 交流会館に関すること。 生涯学習かめおか財団との連絡調整に関すること。 大学等連携の総合調整に関すること。 地球環境子ども村に係る総合企画及び調整に関すること。 地球環境子ども村に係る市民活動の推進に関すること。 地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。 環境学習施設に関すること。</p>
文化国際課		<p>芸術文化の企画及び総括に関すること。 市民憲章及び市歌の普及に関すること。 国際親善に関すること。 国内交流に関すること。 文化団体等との連絡調整に関すること。 多文化共生に係る総合企画及び調整に関すること。</p>
生涯スポーツ課		<p>生涯スポーツの推進に関すること。 競技力向上に関すること。 スポーツ推進委員に関すること。 スポーツ団体との連携及び指導者の指導育成に関すること。 体育施設に関すること。 体育関係補助金に関すること。 その他スポーツに関すること。 スポーツ協会との連絡調整に関すること。 オリンピック及びパラリンピックに関すること。</p>

別表第3 環境市民部の部を次のように改める。

環境市民部	市民課	<p>市民相談に関すること。 行政相談委員に関すること。</p>
-------	-----	---

	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に関する こと。 印鑑の登録に関すること。 住民異動に関する届出の受付及び転出証明書の交付に 関すること。 住居表示の実施に関すること。 自動車の臨時運行許可申請に関すること。 人口統計に関すること。 個人番号の指定及び通知等並びに個人番号カードの交付 等に関すること。 公的個人認証の電子証明書発行に関すること。 その他諸証明に関すること。 戸籍法（昭和22年法律第224号）に関すること。 特別永住者及び在留管理に関すること。 民事及び刑事処分の通知及び管理に関すること。 人口動態調査に関すること。 埋火葬許可及び火葬場使用許可に関すること。 相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく税務署長 への通知に関すること。 国民年金被保険者の資格等に関すること。 国民年金保険料の免除及び学生納付特例の申請に 関すること。 福祉年金に関すること。 基礎年金に関すること。 国民年金の相談に関すること。 在日外国人特別給付金に関すること。 特別障害給付金に関すること。 その他国民年金に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
<p>環境政策課</p>	<p>環境政策に係る総合企画、調整及び指導に関する こと。 地球温暖化対策に関すること。 新エネルギーに関すること。 亀岡ふるさとエナジー株式会社との連絡調整に 関すること。 亀岡市環境審議会に関すること。 かめおかプラスチックごみゼロ宣言に関する こと。 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭その 他の公害の防止対策の企画、調整及び指導に 関すること。 公害防止思想の普及に関すること。 公害に関する要望等の受付及び連絡調整（各 部課等との連絡調整を含む。）に関する こと。 環境美化（他の部課等の所管に属するものを 除く。）の推進に関すること。 不法投棄対策に関すること。 自然環境保全（他の部課等の所管に属する ものを除く。）に関すること。 土砂埋立て等の規制に関すること。 浄化槽に関すること。 墓地・埋葬等の法律（他の部課等の所管に 属するものを除く。）に関すること。</p>

	<p>一般廃棄物に係る市民窓口に関する事 狂犬病予防及び動物の飼養管理等に関する事 ねずみ族及び昆虫等の駆除に関する事。</p>
火葬場整備推進課	<p>火葬場に関する事。 下矢田みどりの郷広場に関する事。 生活関連施設（新火葬場等）の施設整備に関する事。</p>
環境クリーン推進課	<p>一般廃棄物の処理及び計画に関する事。 一般廃棄物の収集運搬に関する事。 一般廃棄物の処理等に係る統計資料に関する事。 一般廃棄物（ごみ）の受付に関する事。 ごみの減量及び資源化に関する事。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する事。 亀岡市循環型社会推進審議会に関する事。 資源循環型社会の推進に関する事。 環境事業公社との連絡調整に関する事。 一般廃棄物処理施設の維持管理及び技術的管理に関する事。 一般廃棄物（ごみ）の埋立処分に関する事。 一般廃棄物処理に係る特殊車両の運転及び保守管理に関する事。 最終処分場の維持管理に関する事。 粗大ごみ及び資源ごみ等の保管に関する事。 持込み一般廃棄物等の受付、指導及び監視に関する事。 労働安全衛生に関する事。 し尿くみとり料金の調定、徴収及び滞納整理に関する事。 し尿くみとり申込みの受付に関する事。 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事。 その他一般廃棄物に関する事。（他の部課等の所管に属するものを除く。）</p>
保険医療課	<p>後期高齢者医療被保険者の資格管理に関する事。 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関する事。 保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関する事。 高齢者医療に関する事。 京都府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。 その他後期高齢者医療に関する事。 国民健康保険の運営に関する事。 国民健康保険の保険給付に関する事。 国民健康保険の保健事業に関する事。 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する事。 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事。 国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事。 その他国民健康保険に関する事。</p>

別表第3健康福祉部の部障害福祉課の項中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同部高齢福祉課の項中「介護予防の給付に関すること。」及び「認知症総合支援事業に関すること。」を削り、同部健康増進課の項中「栄養改善に関すること。」を

「栄養改善に関すること。
介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中予防サービス及び介護予防普及啓発事業）に関すること。

認知症総合支援事業に関すること。」

に改め、同表こども未来部の部子育て支援課の項中

「亀岡市子どもの権利条例に基づく基本計画に関すること。」を

「亀岡市子どもの権利条例に基づく基本計画に関すること。

子どもの貧困対策の総合調整に関すること。（他の部課等の所管に属するものを除く。）」

に改め、同部保育課の項中

「保育所施設の整備及び管理に関すること。

保育所及び市立幼稚園の運営指導（他の部課等の所管に属するものを除く。）及び連絡調整に関すること。

保育所及び市立幼稚園の入退所（園）に関すること。」

を

「保育施設の整備及び管理に関すること。

保育所、認定子ども園及び市立幼稚園の運営指導（他の部課等の所管に属するものを除く。）及び連絡調整に関すること。

保育所、認定子ども園及び市立幼稚園の入退所（園）に関すること。」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部を改正する規則

(亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第1条 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則(昭和42年亀岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「管財係 債権・施設係」を「資産マネジメント係」に改める。

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

文化・スポーツ課	文ス
市民力推進課	市推
人権啓発課	人権

」を

「

人権啓発課	人権
市民力推進課	市推
文化国際課	文
生涯スポーツ課	ス

」に、

「

環境政策課	環政
環境クリーン推進課	環推
市民課	市
消費生活センター	消

」を

「

市民課	市
消費生活センター	消
環境政策課	環政
火葬場整備推進課	火
環境クリーン推進課	環推

」に、

「

障害福祉課

を

」

「

障がい福祉課

 に改める。
 」

(亀岡市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第3条 亀岡市職員の職の設置に関する規則(平成18年亀岡市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「所長補佐」の次に「、副所長」を加え、「、主幹養護師」を削り、「主任保育士」の次に「、主任保育教諭」を加え、「、主任養護師」及び「、主任養護教諭」を削り、「保育士」の次に「、保育教諭」を加え、「、養護師」を削る。

(管理職手当支給規則の一部改正)

第4条 管理職手当支給規則(昭和34年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長事務部局の項中「保育所長」の次に「、認定こども園」を加える。

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第5条 出納員及びその他の会計職員設置規則(昭和39年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表6の項中

「

文化・スポーツ課長	文化・スポーツ課担当職員
-----------	--------------

 」

を

「

生涯スポーツ課長	生涯スポーツ課担当職員
----------	-------------

 」

に改め、同表23の項を削り、同表24の項中

「

高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員
--------	-----------

 」

を

「

健康増進課長	健康増進課担当職員
--------	-----------

 」

に改め、同項を同表23の項とし、同表25の項から28の項までを1項ずつ繰り上げ、同表29の項中

「

保育課担当職員 保育所長及び保育所長補佐

 を

保育課担当職員 保育所長及び保育所副所長 認定こども園長及び認定こども園副園長

 」

に改め、同項を同表28の項とし、同表30の項を同表29の項とし、同表31の項を次のように改め、同項を30の項とする。

31 公立保育所及び認定こども園に係る副食費の収納	保育課長	保育課担当職員 保育所長及び保育所副所長 認定こども園長 及び認定こども園副園長
---------------------------	------	---

別表32の項を削り、同表33の項から44の項までを2項ずつ繰り上げる。

(亀岡市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第6条 亀岡市福祉事務所設置条例施行規則(平成13年亀岡市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第4項中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

(亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会規則の一部改正)

第7条 亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会規則(平成18年亀岡市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第3条中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市庁議等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

亀岡市庁議等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市庁議等に関する規則(平成15年亀岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、各部の担当部長」を「、各部室の担当部室長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表11の項中

「

福祉医療費受給者証及び精神保健福祉手帳 異動訂正専用	障害福祉課長
-------------------------------	--------

」

を

「

福祉医療費受給者証、精神保健福祉手帳異 動訂正及び福祉タクシー・バス・自家用車 燃料給油利用券専用	障がい福祉課 長
---	-------------

」

に改め、同表31の項中

「 障害福祉課長 」

を

「 障がい福祉課長 」

に改め、同表に次のよう

に加える。

35	亀岡市立本梅子ども園印	29	21	楷書	子ども園名をもってする文書等	本梅子ども園長	1
36	亀岡市立本梅子ども園長印	30	18	楷書	子ども園長名をもってする文書等	本梅子ども園長	1
37	亀岡市立森の自然子ども園東本梅印	31	21	楷書	子ども園名をもってする文書等	森の自然子ども園東本梅園長	1
38	亀岡市立森の自然子ども園東本梅園長印	32	18	楷書	子ども園長名をもってする文書等	森の自然子ども園東本梅園長	1

別掲中28の次に次のように加える。

29

亀岡市立 本梅子ども 園之印

30

亀岡市立 本梅子ども 園長之印

31

亀岡市立 森の自然 子ども園 東本梅之印

32

亀岡市立森の 自然子ども 園東本梅 園長之印

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員の臨時的任用に関する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市職員の臨時的任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(臨時的任用の期間の更新)

第3条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の臨時的任用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(亀岡市臨時的任用職員取扱規則の廃止)

- 2 亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第8号）は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(出勤簿)

第19条 会計年度任用職員は、出勤したときは、直ちに自ら出勤簿に押印しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(亀岡市職員服務規則の一部改正)

第1条 亀岡市職員服務規則(昭和30年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第22条第5項」を「第22条の3」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(服務の宣誓)

第3条の2 職員は、亀岡市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年亀岡市条例第8号)の規定に基づき服務の宣誓を行わなければならない。ただし、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の服務の宣誓については、同条例第2条の規定にかかわらず、所属長は別段の定めをすることができる。

第5条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、会計年度任用職員については、市が記章を貸与せず、これを着用しないこととする。

第5条に次の1項を加える。

7 職員(会計年度任用職員を除く。次条において同じ。)の名札は、次条に定める亀岡市職員証(以下「職員証」という。)を

もってこれに代えることができる。

第7条中「及び亀岡市職員」を「、亀岡市職員」に改め、「亀岡市規則第7号)」の次に「及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年亀岡市規則第44号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)」を加える。

第9条第1項、第11条第1項及び第12条中「勤務時間条例」の次に「又は会計年度任用職員勤務時間規則」を加える。

第15条中「又は別に囑託する者」を削る。別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第11条関係)

時間外勤務、休日勤務等命令簿

職員番号				
------	--	--	--	--

年 月 分

所属

氏名

所属長	月日 (曜日)	勤務時刻 (うち休憩時間)	時間外勤務								時間外勤務代休		休日 勤務 135	管理職 員特別 勤務	従事事務の内容	区分	
			勤務日				週休日・休日				累計	時間数					本人印
			100	125	150	175	135	160	25								
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	

所属長	月日 (曜日)	勤務時刻 (うち休憩時間)	時間外勤務								時間外勤務代休		休日 勤務 135	管理職 員特別 勤務	従事事務の内容	区分	
			勤務日				週休日・休日				累計	時間数					本人印
			100	125	150	175	135	160	25								
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	
	()	～ 休(:)	:	:	:	:	:	:	:	:	:		:	:		突 外 般	

注1 区分欄は、該当する区分(突=突発事務、外=対外事務、般=一般事務)を○で囲むこと。
 2 時間外勤務の累計が60時間を超える場合には、超えるまでの勤務と超えた後の勤務は、行を分けて記載すること。

(亀岡市職員互助会規則の一部改正)

第2条 亀岡市職員互助会規則(昭和34年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(組織)

第4条 互助会は、本市の職員であって、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づき設立された京都府市町村職員共済組合の組合員その他会長が適当と認める者を会員として組織する。

(亀岡市職員被服等貸与規則の一部改正)

第3条 亀岡市職員被服等貸与規則(昭和41年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「嘱託職員及び臨時的任用職員」を「臨時的任用職員及び非常勤職員」に改める。

別表第1中

「
5 養護師(教諭) を

「
5 養護教諭 に改める。
」

別表第2中

「
保健師、栄養士、養護師(教諭) 」

を
「
保健師、栄養士、養護教諭
」

に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給日を定める規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給日を定める規則(昭和51年亀岡市規則第17号)の

一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第1項に規定する期末手当」の次に「、亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年亀岡市条例第50号)第14条及び第24条に規定する期末手当」を加える。

(亀岡市財務規則の一部改正)

第5条 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

4 第1項に定める事務のうち、専決の範囲を超えるものの決裁については、亀岡市事務処理規程(昭和58年亀岡市訓令第2号。以下「事務処理規程」という。)第8条の2及び第10条に定めるところによる。

5 前項に定める決裁の代決については、事務処理規程第46条の規定を準用する。この場合において、「主管課長又は主管担当課長」とあるのは「事務局長」と、「主管副課長又は主管担当副課長」とあるのは「事務局次長」と読み替えるものとする。

第5条第2項第1号中「亀岡市事務処理規程(昭和58年亀岡市訓令第2号。以下単に「事務処理規程」という。)」を「事務処理規程」に改める。

第17条第6項に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員に係る当該予算について必要があるときは、人事課長がその執行をすることができる。

第64条第1号及び第65条第1項中「、賃金」を削る。

第68条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第230条第1項中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の2第1項各号」に改める。

別表第2の7の項を削り、同表中

「

8 報償費
9 旅費
10 交際費
11 需用費 (1) 消耗品費 燃料費 賄材料費 飼料費
医薬 材料費
(2) 印刷製本費 修繕料
(3) 光熱水費
(4) 食糧費
12 役務費 (1) 電話料
(2) 運搬料 保管料
(3) 保険料
(4) その他の役務費
13 委託料
14 使用料及び賃借料
15 工事請負費
16 原材料費
17 公有財産購入費
18 備品購入費
19 負担金、補助及び交付金
20 扶助費
21 貸付金
22 補償、補てん及び賠償金
23 償還金、利子及び割引料
24 投資及び出資金
25 積立金
26 寄附金
27 公課費
28 繰出金

」

「

7 報償費
8 旅費
9 交際費
10 需用費 (1) 消耗品費 燃料費 賄材料費 飼料費
医薬 材料費
(2) 印刷製本費 修繕料
(3) 光熱水費
(4) 食糧費
11 役務費 (1) 電話料
(2) 運搬料 保管料
(3) 保険料
(4) その他の役務費
12 委託料
13 使用料及び賃借料
14 工事請負費
15 原材料費
16 公有財産購入費
17 備品購入費
18 負担金、補助及び交付金
19 扶助費
20 貸付金
21 補償、補てん及び賠償金
22 償還金、利子及び割引料
23 投資及び出資金
24 積立金
25 寄附金
26 公課費
27 繰出金

」

を

に改める。

(亀岡市家庭児童相談室設置規則の一部改正)

第6条 亀岡市家庭児童相談室設置規則(昭和49年亀岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「社会福祉主事」の次に「及び家庭相談員」を加え、「とし、家庭相談員は、（顧問、参与、嘱託員等の給与に関する条例（昭和32年亀岡市条例第7号）第1条に規定する特別職の職員」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（亀岡市非常勤職員取扱規則の廃止）

2 亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）は、廃止する。

「揭示済」

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第2号中「100分の5」を「負

傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率」に改める。

附則第8項、第14項第2号及び第15項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

別記第1号様式注意事項及び別記第1号様式の2注意事項中

「2 補償を受ける権利は、2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行わないときは、時効によって消滅します。」

を

「2 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは、時効によって消滅します。」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第7項及び第8項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第14項及び第15項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

亀岡市税条例施行規則の一部を改
正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規
則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「規定する軽自動車税」の
次に「種別割」を、「、軽自動車税」の次に
「（種別割）」を加える。

第17条中「第457条」を「第463条の
5、第463条の25」に改める。

第38条の見出し中「軽自動車税」を「種別
割」に改め、同条中「軽自動車税の」を「種別
割の」に改め、「、軽自動車税」の次に「（種
別割）」を加える。

第40条の見出し中「軽自動車税」を「種別
割」に改め、同条第1項第2号中「社会福祉法
人」を「社会福祉法人等」に改め、同条第3項
中「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加え
る。

第41条の見出し中「軽自動車税」を「種別
割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」の次
に「（種別割）」を加える。

第42条（見出しを含む。）中「軽自動車
税」を「種別割」に改める。

第44条の見出し中「原動機付自転車」を
「軽自動車税種別割」に改め、同条中「原動機
付自転車」を「軽自動車税（種別割）」に改め
る。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規
定中「1年」を「年月日まで」に改める。

別記第5号様式、別記第7号様式、別記第
32号様式、別記第33号様式（その1）、別
記第33号様式（その2）及び別記第59号様
式を次のように改める。

第5号様式（第4条関係）

亀 岡 市 税 納 付 書											
住所						氏名					
様											
税 目		歳 年		期 別		課 年					
[][]		[][]		[][] ~ [][]		[][]					
調 年		通 知 番 号									
[][]		[][][][]		[][][][][][][][]				[][][][]			
税 額		[][][][][][][][][][]				督 促 手 数 料		[][][][][]			
		円						円			
延 滞 金		[][][][][][][][][][]				合 計 額		[][][][][][][][][][]			
		円						円			
税 目 コー ド											
領 収 日 付 印		01		市 府 民 税 特 別 徴 収							
		02		市 府 民 税 普 通 徴 収							
		03		固 定 資 産 税 (都 計)							
		05		軽 自 動 車 税 (種 別 割)							
		13		法 人 市 民 税							
		21		交 付 金							
		22		市 た ば こ 税							
		23		特 別 土 地 保 有 税							
		24		入 湯 税							
						納 期 限					
						[][] 年 [][] 月 [][] 日					
上記のとおり納付します。											

第7号様式（第4条関係）

京都府亀岡市 納付書兼領収証書

口座番号	
加入者名	

以下の金額を納期限までに納付してください。

納 期 限		通 知 書 番 号	
納 付 番 号		上記のとおり領収しました。	
税 額	円		
督 促 手 数 料	円		
延 滞 金	円		
合 計 金 額	円		
領収日付印			
〔収入印紙不要〕			

この領収証書は5年間大切に保管してください。

収納代行： (納付者控)

第32号様式（第16条関係）

軽自動車税（種別割）納税証明書

納税義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

標識番号	
納税済年月日	
証明書有効期限	
備考	

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

年 月 日

亀岡市長

印

第33号様式（その1）（第17条関係）

口座番号	
加入者名	

京都府亀岡市 督促状兼領収証書
納付者

あなたの市税が未納になっております。
指定期限までに納付してください。

亀岡市長 印

税目	
調年	賦年
期別	
通知書番号	
標識番号	
指定期限	

税額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計		円

上記の金額を領収しました。

領収日付印

(収入印紙不要)

※領収証書は5年間大切に保管してください。

収納代行：

(納付者控)

- 督促手数料について
督促状1通について100円が加算されます。
- 延滞金について
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間についての年7.3%の割合（特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限は年7.3%の割合））を乗じて算出した額となります。
- 滞納処分について
この督促後10日を過ぎても未納の場合は、地方税法の例による滞納処分（財産の差押など）を受けることがあります。
- 審査請求について
この督促状について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として（亀岡市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第33号様式（その2）（第17条関係）

亀岡市 市府民税（特別徴収）督促状

下記の金額が未納になっていますので至急指定の金融機関又は市役所で納付してください。

事業所名	
指定番号	
年 月	年 月分
指定期限	年 月 日
税 額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合 計	円

年 月 日

亀岡市長 印

- 督促手数料について
督促状1通について100円が加算されます。
- 延滞金について
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間についての年7.3%の割合（特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限は年7.3%の割合））を乗じて算出した額となります。
- 滞納処分について
この督促後10日を過ぎても未納の場合は、地方税法の例による滞納処分（財産の差押など）を受けることがあります。
- 審査請求について
この督促状について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として（亀岡市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 納付場所について
市役所又は下記の金融機関で納入してください。※納付書をご持参ください。

◎ 転勤及び退職された方があり異動届の未提出による未納分については、異動届を至急提出してください。
※ 本状と行違いに納付された場合は、ご容赦ください。

第59号様式（その1）（第38条関係）

亀岡市 軽自動車税（種別割）納税通知書

納税義務者			
種別	標識番号	税額(円)	通知書番号
期別	納期限	合計金額 円	

上記のとおり決定しましたので通知します。

亀岡市長 印

あなたは口座振替の手続をいただいていますので、納期限に下記の口座から振替させていただきます。
預貯金残高不足により振替不能となった場合は、再振替をさせていただきます。

納付方法	
金融機関名	
種別・口座番号	
口座名義人	

（個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示としています。）
領収済通知書は、振替等処理後に市役所から送付します。

別記第59号様式（その1）の次に次の1様式を加える。

第59号様式（その2）（第38条関係）

口座番号		加入者名	
------	--	------	--

京都府亀岡市
軽自動車税（種別割）
納税通知書兼領収証書 **公**

下記のとおり決定しましたので通知します。納期限までに納付してください。

納税義務者			
期 別		種 別	
通知書番号		標識番号	
納付番号		納 期 限	

左記のとおり領収しました。

領収日付印
〔収入印紙不要〕

亀岡市長 **印**

税 額	
督促手数料	
延 滞 金	
合 計 金 額	

この領収証書は5年間大切に保管してください。

収納代行： (納付者控)

別記第61号様式中「軽自動車税」の次に「（種別割）」を加える。

別記第62号様式及び別記第64号様式を次のように改める。

第62号様式（第41条関係）

軽自動車税（種別割）減免申請書（身体障害者等用）			
年 月 日			
(宛先) 亀岡市長			
納税義務者 住所			
氏名 印			
電話番号			
亀岡市税条例第84条の2の規定により、軽自動車税（種別割）の減免をしていただきますよう申請します。			
軽自動車等	標識番号	種別	用途
	主たる定置場（使用の本拠の位置） 亀岡市		
障害者等	住所	氏名	
	生年月日 年 月 日	手帳の番号	
	障害名	程度	交付年月日 年 月 日
運 転 者	住所	氏名	
	免許番号	免許の種類	障害者との続柄
	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日	
	免許の条件		
障害者のために軽自動車等を使用する内容			
※障害者以外の方が所有する場合は記入してください	上記のとおり専ら障害者のために軽自動車等を使用します。 申請者 氏名 印 (障害者との続柄)		

第64号様式（第44条関係）

軽自動車税（種別割）標識交付証明書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

納税義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

証 明 事 項			
標識番号		種別	
車名		型式認定番号	
型式		原動機の型式番号	
車台番号		登録年月日	
総排気量 又は定格出力		備考	

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日

京都府亀岡市長

印

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別記第59号様式（その1）及び別記第59号様式（その2）については、令和2年度の軽自動車税（種別割）の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則（平成29年亀岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)
C 2		所得割の額がある世帯
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下
D 2		15,001円から40,000円まで
D 3		40,001円から70,000円まで
D 4		70,001円から183,000円まで
D 5		183,001円から403,000円まで
D 6		403,001円から703,000円まで
D 7		703,001円から1,078,000円まで
D 8		1,078,001円から1,632,000円まで
D 9		1,632,001円から2,303,000円まで
D 1 0		2,303,001円から3,117,000円まで
D 1 1		3,117,001円から4,173,000円まで
D 1 2		4,173,001円から5,334,000円まで
D 1 3		5,334,001円から6,674,000円まで
D 1 4		6,674,001円以上

」

を

「

C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下
D 2		9,001円から27,000円まで
D 3		27,001円から57,000円まで
D 4		57,001円から93,000円まで
D 5		93,001円から177,300円まで
D 6		177,301円から258,100円まで
D 7		258,101円から348,100円まで
D 8		348,101円から456,100円まで
D 9		456,101円から583,200円まで
D 1 0		583,201円から704,000円まで
D 1 1		704,001円から852,000円まで
D 1 2		852,001円から1,044,000円まで
D 1 3		1,044,001円から1,225,500円まで
D 1 4		1,225,501円から1,426,500円まで
D 1 5		1,426,501円以上

」

に改め、同表備考1中「C1」を「C」に、「C2」を「D1～D15」に、「及び第5条の4の2第6項」を「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとする。

別表備考6中「入所の措置がとられた妊産婦」を「入所妊産婦」に、「所得税の額」を「市町村民税所得割の額」に、「8,400円」を「19,000円」に、「入所の措置がとられた日から解除される日までの」を「入所した日から退所した日までの期間に係る」に改め、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5中「その施設」を「、その施設」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4中「第313条第1項に規定する所得」を「第292条第1項第13号に規定する所得金額」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に、「山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円」を「山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては

26万円」に改め、「を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円」を削り、同表備考4第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表備考4第3号中「有し」の次に「、かつ」を加え、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3第2号中「又は第2項に規定する配偶者のない者」を「に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」」に、「、現に」を「現に」に改め、同表備考3第3号中「社会福祉施設の」を「社会福祉施設に」に改め、「措置された児童(者)」の次に「、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者」を加え、「掲げる児童(者)」を「掲げる児(者)」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 所得割の額を計算算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の規定は、令和元年7月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市ポイ捨て等禁止条例(令和2年亀岡市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(回収容器)

第3条 条例第5条第4項に規定する回収容器の設置の場所は、自動販売機の設置場所に近接した空き缶等を回収するために容易な場所とする。

(ポイ捨て防止重点地域の指定、変更又は解除の告示)

第4条 条例第10条第2項に規定する告示の内容は、次の事項とする。

- (1) ポイ捨て防止重点地域の名称及び地域図
- (2) ポイ捨て防止重点地域として指定し、変更し、又は解除する期日

- (3) その他市長が特に必要と認める事項(指導又は勧告)

第5条 条例第11条に規定する指導又は勧告は、指導については口頭又は改善措置指導書(別記第1号様式)により行い、勧告については改善措置勧告書(別記第2号様式)により行うものとする。

- 2 前項の改善措置勧告を受けた者は、改善した内容について、改善措置報告書(別記第3号様式)により速やかに市長に報告するものとする。

(ポイ捨て等禁止指導員)

第6条 市長は、条例第12条に規定する措置命令及び第14条に規定する過料の処分に係る事務を行わせるため、本市職員の中からポイ捨て等禁止指導員を指名する。

- 2 ポイ捨て等禁止指導員は、その職務を執行する場合において、その身分を示すポイ捨て等禁止指導員証(別記第4号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第7条 条例第12条に規定する措置命令は、改善措置命令書(別記第5号様式)により行うものとする。

- 2 前項の改善措置命令を受けた者は、改善した内容について、改善措置命令履行報告書(別記第6号様式)により速やかに市長に報告するものとする。

(過料)

第8条 条例第14条の過料の額は、1,000円とする。

- 2 市長は、条例第14条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書(別記

第7号様式)によりその旨を告知し、弁明の機会を付与するものとする。

- 3 市長は、条例第14条の規定により過料の処分をするときは、当該処分を受ける者に対し、過料処分通知書(別記第8号様式)を交付し、過料を徴収する。

(地域清掃協力員)

第9条 条例第15条に規定する地域清掃協力員は、おおむね次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地域の清掃活動の促進及び市の清掃事業への協力
- (2) 地域の実情把握及び市への情報提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(亀岡市環境美化条例施行規則の廃止)

- 2 亀岡市環境美化条例施行規則(平成17年亀岡市規則第43号)は、廃止する。

第2号様式 (第5条関係)

第 年 月 日
号

様

亀岡市長 岡 国

改善措置勸告書

あなたが行った下記行為は、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第 条に違反していると認められますので、同条例第11条の規定により、速やかに下記のとおり改善措置を講ずるよう勸告します。

記

違反行為	
改善措置の内容	
改善期限	年 月 日まで

別記第1号様式 (第5条関係)

第 年 月 日
号

様

亀岡市長 岡 国

改善措置指導書

あなたが行った下記行為は、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第 条に違反していると認められますので、同条例第11条の規定により、速やかに下記のとおり改善措置を講ずるよう指導します。

記

違反行為	
改善措置の内容	
改善期限	年 月 日まで

第4号様式 (第6条関係)

(表)

	第 号
写真	
制印	
ポイ捨て等禁止指導員証	
所属 氏名	
上記の者は、亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則第6条に規定するポイ捨て等禁止指導員であることを証明する。	
年 月 日 発行	年 月 日
年 月 日 発行	年 月 日
有効期限	
亀岡市長 印	

第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
氏 名

㊦

改 善 措 置 報 告 書

亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり改善措置しましたので報告します。

記

違 反 行 為	
改 善 措 置 の 内 容	

(裏)

注意事項

- 1 この証は、公務中は必ず携帯すること。
- 2 この証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 この証を亡失し、又は著しく破損したときは、直ちに届け出ること。
- 4 この証の記載事項に異動が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 5 ポイ捨て等禁止指導員の身分を失った場合及び有効期限を経過した場合は、必ず返却すること。

第5号様式（第7条関係）

（表）

第 年 月 日
号

様

亀岡市長 印

改善措置命令書

あなたは、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第12条の規定により、直ちに下記の改善措置を講ずるよう命令します。
なお、この命令に従わないときは、同条例14条の規定により、過料に処せられることとなります。

記

違反行為	
改善措置の内容	
改善期限	年 月 日まで

（裏）

（教示）

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式(第8条関係)

住所氏名様
 亀岡市長 印
 告知・弁明書

あなたは、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第12条に規定する命令に違反したため、過料の処分の対象となります。
 つきましては、亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、弁明の機会を付与します。

1 違反行為の日時 年 月 日 時 分

2 違反行為
 (亀岡市ポイ捨て等禁止条例第12条に規定する措置命令の違反)

3 弁明 上記のとおり認めます。弁明することはありません。
 下記のとおり弁明します。

年 月 日 署名

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所氏名 印

改善措置履行報告書

亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり改善措置しましたので報告します。

記

違反行為	
改善措置の内容	

第8号様式(第8条関係)

(表)

住所氏名	様	亀岡市長	国	第 年	月	日
		過料処分通知書				
あなたは、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第12条に規定する命令に違反したため、同条例第14条の規定により、過料に処します。						
1 違反行為の日時		年	月	日	時	分
2 違反行為	(亀岡市ポイ捨て等禁止条例第12条に規定する措置命令の違反)					
3 過料の額	1,000円					

(裏)

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

亀岡市交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市交流会館条例施行規則（平成18年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当日」の次に「（スポーツライミング施設を専用使用しようとする場合は前7日）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（スポーツライミング施設の使用手続）

第2条の2 市長は、スポーツライミング施設を使用しようとする者のスポーツライミングの経験の有無を確認し、必要に応じて講習又は説明を行い、その者がスポーツライミング施設を安全に使用するために必要な知識を有すると認めたときは、使用者登録証（別記第1号様式の2）を交付するものとする。

2 前項の規定により使用者登録証の交付を受けた者は、市長から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第3条第1項中「場合」の次に「及びスポーツライミング施設の使用に係る場合」を加え、「前条第1項」を「第2条第1項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（スポーツライミング施設の附帯設備の使用料）

第6条の2 条例別表第1に規定するスポーツライミング施設の附帯設備に係る規則で定める額は、次のとおりとする。

附帯設備の種類	単位	1使用時間区分の使用料
靴	1足	220円
ハーネス	1式	220円
チョークボール及びチョークバッグ	1式	110円

第7条第1項第1号中カをキとし、オをカとし、同号エ中「市内の学校教育法第1条に規定する」を削り、「大学」の次に「（エに規定するものをいう。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 地方公共団体又はスポーツの振興を目的とする団体による、小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校（アに規定するものをいう。）の7歳以上の児童生徒又は市内の学校教育法第1条に規定する大学の学生を対象とする競技会、講習会その他これらに類する催しに

使用する場合 5割

第8条第3号を次のように改める。

(3) 使用許可の取消しの届出を使用しようとする日の2日前までにした場合 全額

第16条中「第2条」の次に「、第2条の2」を加え、「第9条から第12条まで」を「第12条から第15条まで」に改め、「指定管理者」と、第3条の次に「、第6条の2」を加え、「第14条」を「第17条」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

亀岡市交流会館使用許可申請書 年 月 日 (宛先) ※申請者 住所 氏名 (電話) ㊟ スポーツライミング施設使用者登録番号 次のとおり使用許可の申請をします。	
使用する施設	使用する日時
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分
使用する目的※	
使用予定人員	
使用責任者住所・氏名	申請者と同じ・申請者と異なる（下欄に記入してください） (電話)
備考	

※申請内容がスポーツライミング施設の個人使用に限られる場合は記入不要

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第2条の2関係）

亀岡市交流会館スポーツライミング施設 使用者登録証	
登録番号	
氏名	
住所	
発行日	
上記のとおり亀岡市交流会館スポーツライミング施設使用者として登録する。	
注意事項 1 本証は、係員に求められたときには提示しなければならない。 2 本証を紛失若しくはき損したとき又は記載事項に変更があったときは、新たに使用者登録証の交付を受けなければならない。 3 本証を他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。	

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

亀岡市交流会館使用許可書		
		許可番号 第 号 年 月 日
様		国
次のとおり使用を許可します。		
使用する施設	使用する日時	
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分	
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分	
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分	
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分	
	年 月 日 () 時 分～年 月 日 () 時 分	
使用する目的		
使用予定人員		
使用責任者 住所・氏名	(電話)	
使用許可条件	(使用上の注意事項を厳守してください)	
備考		
領収書		
使用料内訳	使用料合計	領収印
	円	左記のとおり領収しました。
	円	
	円	
	円	
	円	

別記第5号様式及び別記第6号様式中

「

年	月	日	時	分から
			時	分まで

」

を

「

年	月	日	時	分から
年	月	日	時	分まで

」

に改める。

別記第9号様式中「午後5時」を「午後9時」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市移住・定住促進施設設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

亀岡市移住・定住促進施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市移住・定住促進施設設置条例施行規則（平成30年亀岡市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号ア中「8日」を「22日」に改め、同号イ中「4日」を「8日」に改め、同号ウ中「3日」を「4日」に改め、同号エ中「2日」を「3日」に改め、同号オ中「前日」を「前2日」に改め、同号オの次に次のように加える。

カ 使用日前日 2割

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「中から」の次に「1人以上の」を加え、「2人」を削る。

第8条第2項中「連帯保証人の連署する」を「緊急時の連絡先等を記載した」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第27条第4号を次のように改める。

(4) 削除

別表第1中

「

〃	木造（平屋建て）	6	34.70	昭和29年11月	〃
---	----------	---	-------	----------	---

」

を

「

〃	木造（平屋建て）	4	34.70	昭和29年11月	〃
---	----------	---	-------	----------	---

」

に、

「

〃	〃	9	40.90	昭和32年7月	昭和31年度
---	---	---	-------	---------	--------

」

を
「

〃	〃	3	40.90	昭和32年7月	昭和31年度
---	---	---	-------	---------	--------

」

に改める。

別記第3号様式中「保証人は、入居者と連帯して家賃その他一切の債務を負担します。」を削り、

「

連 帯 保 証 人	現住所	氏 名	実印
	電話番号 — —		年 月 日生 入居者との続柄：
	現住所	氏 名	実印
	電話番号 — —		年 月 日生 入居者との続柄：

- 備考 1 保証人の印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）及び収入額を保証する書類（所得証明書等）を添付してください。
- 2 保証人の印鑑は、印鑑証明書の印鑑と同一のものを押印してください。
- 3 保証人は、国内に住所を有し、独立の生計を営む方で、入居者と同程度以上の収入のある方でなければなりません。

」

を
「

緊 急 連 絡 先 等	現住所・所在地	氏 名 ・ 名 称	年 月 日生 入居者との続柄：
	電話番号 — —		
	現住所・所在地	氏 名 ・ 名 称	年 月 日生 入居者との続柄：
	電話番号 — —		

」

に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 削除

別記第5号様式中「お願いしたく申請いたします」を「承認されるよう申請します」に改める。

別記第6号様式中「お願いしたく」を「承認されるよう」に改める。

別記第7号様式中「させたいので」の次に「、承認されるよう」を加える。

別記第8号様式中「御承認くださるようお願い」を「承認されるよう申請」に改める。

別記第9号様式中「承認を」を「承認されるよう」に改める。

別記第10号様式中「承継を承認くださるようお願い」を「入居を承継したいので承認されるよう申請」に改める。

別記第12号様式中「還付くださる」を「還付される」に改める。

別記第13号様式中「使用許可の申請をいたします」を「使用許可を申請します」に、「貴市」を「市」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年亀岡市条例第7号）の附則第1項に規定する規則で定める日は、令和2年4月1日とする。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第3号の項及び第8条の表第3号の項中「保津地区又は馬路地区」を「保津地区、馬路地区又は千歳地区」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第25号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年3月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成31年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

15	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成31年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称 社会福祉法人 友愛会
- 2 事業所の名称 はりきり工房ケアプランセンター
- 3 事業所の所在地 亀岡市宮前町宮川大端12
- 4 廃止年月日 令和2年3月31日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第27号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年3月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和元年度（平成31年度）
市府民税（普通徴収） 随1期
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第28号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法及び亀岡市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若

しくは納入に関する期限のうち、その期限が令和2年3月16日に到来する個人市府民税の申告期限について、その期限を同年4月16日とする。

令和2年3月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第29号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
JR亀岡駅前及びJR亀岡駅北口自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体
株式会社 駐輪サービス
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から
令和6年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第30号

亀岡市立保育所副食費の徴収に関する要綱（令和元年亀岡市告示第178号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月17日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条中「教育・保育給付認定子どもが心身の治療等のため、月初日から月末まで継続して食事の提供を受けない場合で、当該食事の提供を受けない月初日の3日前までに当該子どもの保護者から申出があったときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合は」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 教育・保育給付認定子どもが心身の治療等のため、月初日から月末まで継続して食事の提供を受けない場合で、当該食事の提供を受けない月初日の3日前までに当該子どもの保護者から申出があった場合
 - (2) その他市長が必要と認めた場合
- 第5条第1項に次のただし書を加える。
ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和2年3月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により南丹都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月18日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成25年亀岡市告示第139号
南丹都市計画道路事業
3・3・11号 馬堀停車場篠線
3・4・2号 新国道線
- 3 事業施行期間
自平成25年6月13日
至令和7年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

「揭示済」

亀岡市告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1項第1号の規定により告示する。

令和2年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称
株式会社らくだ商店
- 2 事業所番号
2671600704

3 事業所の名称
らくだ居宅介護支援事業所

4 事業所の所在地
亀岡市横町41番地
アーバンライフ吉祥103号室

5 指定年月日
令和2年4月1日

6 サービスの種類
居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第115条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和2年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称
社会福祉法人 利生会
- 2 事業所の名称
亀岡市中部地域包括支援センター

3 事業所の所在地
亀岡市蕨田野町柿花畑ケ中17番地

4 廃止年月日
令和2年3月31日

5 サービスの種類
指定介護予防支援事業

「揭示済」

亀岡市告示第34号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 住所 省略

2 氏名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第35号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第36号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

(亀岡市保育所保育料徴収嘱託員取扱要綱の一部改正)

第1条 亀岡市保育所保育料徴収嘱託員取扱要綱(平成15年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

題名中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改める。

第1条中「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱」を「任命」に改める。

第2条の見出しを「(任命)」に改め、同

条中「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱」を「任命」に改める。

第3条を次のように改める。

(身分)

第3条 徴収員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第4条第1項及び第3項中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改める。

第5条の見出しを「(任期)」に改め、同条中「委嘱の期間」を「任期」に、「委嘱」を「任命」に改める。

第6条から第8条第2項までの規定中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改める。

第9条中「顧問、参与、嘱託員等の給与に関する条例(昭和32年亀岡市条例第7号)第3条に規定する徴収嘱託員の報酬は、」を「徴収員の報酬は、亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年亀岡市条例第50号)第29条の規定により」に改める。

第10条中「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱期間」を「任期」に改める。

第11条から第13条までの規定中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改める。

別記第1号様式中「このたび」を「この度」に、「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱」を「任命」に、「、服務する」を「服務する」に改める。

別記第2号様式中「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱」を「任命」に、「うえは」を「上は」に改める。

別記第3号様式中「徴収嘱託員証」を「徴収員証」に改める。

(亀岡市し尿くみとり手数料徴収嘱託員取扱要綱の一部改正)

第2条 亀岡市し尿くみとり手数料徴収嘱託員取扱要綱(平成15年亀岡市告示第170

号)の一部を次のように改正する。

題名中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改める。

第1条中「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱」を「任命」に改める。

第2条の見出しを「(任命)」に改め、同条中「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱」を「任命」に改める。

第3条を次のように改める。

(身分)

第3条 徴収員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第4条第1項及び第3項中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改める。

第5条の見出しを「(任期)」に改め、同条中「委嘱の期間」を「任期」に、「委嘱」を「任命」に改める。

第6条から第8条第2項までの規定中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改める。

第9条中「顧問、参与、嘱託員等の給与に関する条例(昭和32年亀岡市条例第7号)第3条に規定する徴収嘱託員の報酬は、」を「徴収員の報酬は、亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年亀岡市条例第50号)第29条の規定により」に改める。

第10条を削る。

第11条中「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱期間」を「任期」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項及び第2項中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「徴収嘱託員」を「徴収員」に改め、同条を第13条とし、第15条を第

14条とする。

別記第1号様式中「このたび」を「この度」に、「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱」を「任命」に、「、服務する」を「服務する」に改める。

別記第2号様式中「このたび」を「この度」に、「徴収嘱託員」を「徴収員」に、「委嘱」を「任命」に改める。

別記第3号様式中「亀岡市し尿くみとり手数料徴収嘱託員証」を「亀岡市し尿くみとり手数料徴収員証」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱及び京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱及び京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

(亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱（平成20年亀岡市告示第17号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

（京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設置要綱の一部改正）

第2条 京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設置要綱（平成12年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第4条中「文化・スポーツ課」を「文化国際課」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第38号

亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和47年亀岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第39号

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示

（亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱の一部改正）

第1条 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「第4条第2項第1号」を「第4条第2項第1号ア」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改める。

第5条中「次の各号」を「次」に改める。（亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱の一部改正）

第2条 亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第4条第2項第1号」を「第4条第2項第1号ア」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改める。

(亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助
金交付要綱の一部改正)

第3条 亀岡市小規模水道配水施設更新事業費
補助金交付要綱（令和元年亀岡市告示第
176号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同
条第1号中「第4条第2項第1号」を「第4
条第2項第1号ア」に、「同項第4号」を
「同項第3号」に改める。

附 則

この告示は、亀岡市上下水道事業の設置等に
関する条例の一部を改正する条例（令和2年亀
岡市条例第16号）の施行の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第40号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不
明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課に
おいて保管し、送達を受けるべき者の申出があ
れば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第
192号）第78条において準用する地方税法
（昭和25年法律第226号）第20条の2の
規定により告示する。

令和2年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定 通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
16	更正・決定 通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成31年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第41号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を指定したので、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により告示し、指定に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定区域の名称及び土地の区域
千歳地区（亀岡市千歳町 地内）
- 2 予定建築物等の用途
[開発行為]
 - (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
 - (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床

面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
- ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
[建築行為]
 - (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
 - (3) 第一種低層住居専用地域内に建築するこ

とができる自己の居住の用に供する兼用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

(4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）

(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(7) 診療所

(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務

所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの

(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第42号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和2年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

令和2年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間 令和2年4月1日から
令和2年6月1日まで
(閉庁日を除く。)

2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市総務部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第43号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和2年3月31日から令和2年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	変更路線起終点 (変更区間起終点)	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01065	八ノ坪3号線	亀岡市追分町八ノ坪16番5先	184.10	3.52	184.10	3.52
		亀岡市追分町八ノ坪7番5先		～ 4.06		～ 4.50
01254	安町4号線	亀岡市安町41番先	409.30	11.99	409.30	11.99
		亀岡市安町中島3番先		～ 16.03		～ 16.03
01306	北古世西川線	亀岡市追分町下島45番11先	1,563.55	8.92	1,563.55	8.96
		亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先		～ 17.74		～ 17.74
03015	犬甘野神地線	亀岡市西別院町神地向ノ前29番5先	2,651.50	1.80	2,651.50	1.80
		亀岡市西別院町柚原イヌイ谷15番地5先		～ 11.50		～ 11.50
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺万多羅28番2先	1,601.95	2.88	1,601.95	2.88
		亀岡市曾我部町寺蛇谷5番6先		～ 8.19		～ 8.19
04101	長縄手線	亀岡市曾我部町寺長縄手23番10先	126.10	6.00	126.10	6.00
		亀岡市曾我部町寺長縄手23番11先		～ 6.00		～ 6.52
06049	終線	亀岡市葺田野町佐伯齊ノ神37番1先	1,019.11	2.50	1,019.11	2.50
		亀岡市葺田野町佐伯院ノ芝58番7先		～ 9.00		～ 9.42
09001	長野線	亀岡市宮前町神前下長野8番先	1,671.49	3.40	1,671.49	3.40
		亀岡市宮前町神前上段川28番3先		～ 9.80		～ 9.80
11025	西嶋線	亀岡市大井町土田1丁目46番2先	192.43	2.07	192.43	2.07
		亀岡市大井町土田1丁目61番先		～ 7.25		～ 7.25
11066	前脇田中線	亀岡市大井町並河2丁目42番1先	462.00	2.20	462.00	2.20
		亀岡市大井町並河前脇62番3先		～ 6.88		～ 6.88

路線番号	路線名	変更区間	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
11169	郷ノ口余部側道線	亀岡市大井町並河新戸17番1先 亀岡市大井町並河新戸19番1先	257.01	4.00 ~ 5.00	257.01	4.00 ~ 9.47
12029	湯井学校線	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森4番1先 亀岡市千代川町湯井中筋70番1先	627.86	2.21 ~ 5.57	627.86	2.21 ~ 7.19
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ケ元1番1先 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番3先	5,070.38	3.51 ~ 15.70	5,070.38	3.51 ~ 15.70
13077	三日市田中線	亀岡市馬路町諸山100番先 亀岡市馬路町田中前106番先	456.30	5.10 ~ 7.46	456.30	5.10 ~ 7.46
13088	河原尻田中前線	亀岡市馬路町測尻100番先 亀岡市河原林町河原尻菖蒲106番先	586.62	5.00 ~ 8.20	582.90	5.00 ~ 8.20
13091	越前測尻線	亀岡市馬路町越前116番先 亀岡市馬路町前ノ田103番先	438.07	5.00 ~ 5.00	434.26	5.00 ~ 5.00
17011	観音寺2号線	亀岡市保津町観音寺66番1先 亀岡市保津町観音寺10番2先	83.64	2.03 ~ 2.96	83.64	2.03 ~ 3.27
18058	古大道線	亀岡市篠町篠観音芝1番17先 亀岡市篠町篠上中筋100番1先	756.25	2.10 ~ 9.63	756.25	2.10 ~ 9.63
18108	土井線	亀岡市篠町浄法寺土井56番4先 亀岡市篠町浄法寺土井44番先	184.42	2.00 ~ 9.29	184.42	2.00 ~ 4.16
17070	保津外環状線	亀岡市保津町観音寺77番1先 亀岡市保津町観音寺77番1先	9.50	6.20 ~ 6.20	9.50	6.20 ~ 6.20

「揭示済」

亀岡市告示第44号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を令和2年3月31日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和2年3月31日から令和2年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01065	八ノ坪3号線	亀岡市追分町八ノ坪16番5先 亀岡市追分町八ノ坪7番5先	184.10m	3.52m ～ 4.50m
01254	安町4号線	亀岡市安町41番先 亀岡市安町中島3番先	409.30m	11.99m ～ 16.03m
01306	北古世西川線	亀岡市追分町下島45番11先 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先	1,563.55m	8.96m ～ 17.74m
03015	犬甘野神地線	亀岡市西別院町神地向ノ前29番5先 亀岡市西別院町柚原イヌイ谷15番地5先	2,651.50m	1.80m ～ 11.50m
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺万多羅28番2先 亀岡市曾我部町寺蛇谷5番6先	1,601.95m	2.88m ～ 8.19m
04101	長縄手線	亀岡市曾我部町寺長縄手23番10先 亀岡市曾我部町寺長縄手23番11先	126.10m	6.00m ～ 6.52m
06049	柵線	亀岡市葎田野町佐伯齊ノ神37番1先 亀岡市葎田野町佐伯院ノ芝58番7先	1,019.11m	2.50m ～ 9.42m
09001	長野線	亀岡市宮前町神前下長野8番先 亀岡市宮前町神前上段川28番3先	1,671.49m	3.40m ～ 9.80m
11025	西嶋線	亀岡市大井町土田1丁目46番2先 亀岡市大井町土田1丁目61番先	192.43m	2.07m ～ 7.25m
11066	前脇田中線	亀岡市大井町並河2丁目42番1先 亀岡市大井町並河前脇62番3先	462.00m	2.20m ～ 6.88m
11169	郷ノ口余部側道線	亀岡市大井町並河新戸17番1先 亀岡市大井町並河新戸19番1先	257.01m	4.00m ～ 9.47m
12029	湯井学校線	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森4番1先 亀岡市千代川町湯井中筋70番1先	627.86m	2.21m ～ 7.19m
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ケ元1番1先 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番3先	5,070.38m	3.51m ～ 15.70m
13077	三日市田中線	亀岡市馬路町諸山100番先 亀岡市馬路町田中前106番先	456.30m	5.10m ～ 7.46m
13088	河原尻田中前線	亀岡市馬路町測尻100番先 亀岡市河原林町河原尻菖蒲106番先	582.90m	5.00m ～ 8.20m
13091	越前測尻線	亀岡市馬路町越前116番先 亀岡市馬路町前ノ田103番先	434.26m	5.00m ～ 5.00m
17011	観音寺2号線	亀岡市保津町観音寺66番1先 亀岡市保津町観音寺10番2先	83.64m	2.03m ～ 3.27m
18058	古大道線	亀岡市篠町篠観音芝1番17先 亀岡市篠町篠上中筋100番1先	756.25m	2.10m ～ 9.63m
18108	土井線	亀岡市篠町浄法寺土井56番4先 亀岡市篠町浄法寺土井44番先	184.42m	2.00m ～ 4.16m
17070	保津外環状線	亀岡市保津町観音寺77番1先 亀岡市保津町観音寺77番1先	9.50m	6.20m ～ 6.20m

「揭示済」

亀岡市告示第45号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

第7条を第8条とし、第6条中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（変更申請）

第6条 規則第8条に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとし、当該変更に係る必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更である場合については、この限りでない。

別表中「平成31年4月1日付け府子本第249号」を「令和2年3月10日付け府子本第219号」に、「令和元年10月31日付け厚生労働省発子1031第1号」を「令和2年3月12日付け厚生労働省発子0312第60号」に改める。

別記第2号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地
法人名
施設名
代表者氏名

㊤

年度亀岡市特別保育事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市特別保育事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更後の交付申請額 金 円

内 訳	変更前	変更額	変更後
病児保育事業	円	円	円
保育環境改善等事業	円	円	円
延長保育事業	円	円	円
一時預かり事業	円	円	円
副食費助成事業	円	円	円

3 添付書類

- (1) 変更後 年度特別保育事業内容明細書
- (2) 変更後 年度特別保育事業費用明細書
- (3) 変更後 年度歳入歳出予算書

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和元年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第46号

亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域が主体となり有害鳥獣による農林産物への被害を防止するため、有害鳥獣対策組織が行う有害鳥獣の捕獲、駆除及び処分に関する事業（以下「事業」という。）に要する経費について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「有害鳥獣対策組織」とは、市内の集落に在住する者5人以上で、そのうち狩猟免許（わな猟免許に限る。）を有する者が3人以上で構成された団体をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、有害鳥獣対策組織とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に掲げる額とし、対象となる有害鳥獣の成獣及び幼獣の区分は、別表第2のとおりとする。

(実施期間)

第5条 事業の実施期間は、毎年度4月1日から11月14日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする有害鳥獣対策組織（以下「申請者」という。）は、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）が交付決定を受けた後に申請内容に変更がある場合は、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金変更交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による変更申請があったときは、その内容を審査の上、事業内容の変更の可否を決定し、変更交付の決定をしたときは、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(確定及び交付)

第10条 市長は、前条に規定する事業の実績報告を受けたときは、必要な調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金確定通知書（別記第6号様式）により補助対象者に通知しこれを交付する。

(交付の中止等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 決算額が予算額に比し減少したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表第1（第4条関係）

対 象	補助金の額	備 考
ニホンジカ（成獣）	20,000円	補助金の額は、1頭当たりの額とする。
ニホンジカ（幼獣）	13,000円	
イノシシ（成獣）	20,000円	
イノシシ（幼獣）	13,000円	

別表第2（第4条関係）

獣 種	成獣及び幼獣の区分
ニホンジカ	前脚の付け根から尾の付け根までの大きさを縦の長さ297ミリメートル及び横の長さ420ミリメートルの用紙と比較し、大きいものを成獣とし、小さいものを幼獣とする。
イノシシ	胴体に瓜模様を有するものを幼獣とし、有しないものを成獣とし、瓜模様の有無の判断が困難な場合は、鼻先から尾の付け根までの大きさを縦の長さ297ミリメートル及び横の長さ420ミリメートルの用紙と比較し、大きいものを成獣とし、小さいものを幼獣とする。

別記第1号様式(第6条関係)

第2号様式(第7条関係)

<p>宛先) 亀岡市長</p> <p>申請者氏名(名称及び代表者氏名) ④</p> <p>住所(所在地) ④</p> <p>電話番号</p> <p>亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付申請書</p> <p>亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助を受けたいので申請します。</p>	<p>亀岡市長 様</p> <p>亀岡市指令第 年 月 日 号</p> <p>亀岡市長 ④</p> <p>亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付(不交付)決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のありました亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金の交付については、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。</p>
---	---

<p>1 交付申請額 金 円</p> <p>2 添付書類 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 従事者名簿 (4) 捕獲実施箇所位置図(わなの設置箇所、被害箇所及び防護柵設置状況等が分かるもの) (5) 被害状況報告書 (6) 被害状況が分かる写真</p>	<p>記</p> <p>記</p> <p>交付決定額 金 円</p> <p>不交付 (理由)</p>
---	--

第3号様式 (第8条関係)

第4号様式 (第8条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

様

申請者 氏 名 (名称及び代表者氏名) ④
住所 (所在地)
電話番号

亀岡市長 ④

亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金変更交付申請書

亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金変更交付決定通知書

年 月 日 付け 亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金について、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請内容を変更したいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日 付けで変更交付申請のありました亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金については、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

記

1 変更の理由

変更後補助金交付予定額 金 円

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 変更内容が分かる書類

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号 日

（宛先） 亀岡市長

様

住所（所在地）

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

亀岡市長

岡

亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金実績報告書

亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定（変更交付決定）のありました亀岡市地域鳥獣捕獲活動を完了しましたので、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

年 月 日付けで実績報告のありました亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金については、亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

記

1 補助金の額

補助金交付決定額

円

2 添付書類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 捕獲写真

(4) 捕獲した個体の尾

補助金交付決定額

円

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「顧問、参与及び嘱託員等」を「非常勤職員等」に改める。

第8条の2を次のように改める。

（総務部長の専決事項）

第8条の2 次の事項は、総務部長が専決する。

- (1) 1件20,000,000円以上の市税の収入命令に関する事。
- (2) 市長の権限に属する事務で監査委員事務局に補助執行させるもののうち、第7条に規定する財務に関する事。

第10条を次のように改める。

（産業観光部長の専決事項）

第10条 次の事項は、産業観光部長が専決する。

- (1) 1件3,000,000円以上20,000,000円未満の工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行の決定並びに契約（調査測量設計委託及び用地

取得に係るものを含む。）に関する事。

- (2) 市長の権限に属する事務で農業委員会事務局に補助執行させるもののうち、第7条に規定する財務に関する事。

第16条に次の1号を加える。

- (5) 会計年度任用職員の給与等の支出負担行為の決定及び支出命令（別に定めるものを除く。）に関する事。

第27条中第14号を第16号とし、第4号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 後期高齢者医療保険料の滞納処分の執行停止に関する事。
- (5) 後期高齢者医療保険の健診事業に関する事。

第29条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 介護保険料の滞納処分の執行停止に関する事。

第31条の2に次の1号を加える。

- (3) 保育料の滞納処分の執行停止に関する事。

別表第1財務に関する事項中

「

7 報酬、給与及び賃金（短期雇用のも のを除く。）の支出負担行為の決定及 び支出命令に関する事。
--

30万円以上

30万円未満

」

を

「

7 報酬及び給与の支出負担行為の決定 及び支出命令に関する事。

30万円以上

30万円未満

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成18年亀岡市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号及び第4項第3号中「、賃金」を削る。

(亀岡市公文例式の一部改正)

第2条 亀岡市公文例式(昭和30年亀岡市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「嘱託(委嘱)」を「委嘱(嘱託)」に改める。

(人事例文の一部改正)

第3条 人事例文(昭和36年亀岡市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

「第26号 臨時職員採用通知

目次中 第27号 育児休業に係る通知 を

第28号 昇給通知

第29号 派遣に関する通知 」

「第26号 会計年度任用職員採用通知

第27号 臨時的任用職員採用通知

第28号 育児休業に係る通知 に改める。

第29号 昇給通知

第30号 派遣に関する通知 」

第29号を第30号とし、第28号を第29号とし、第27号を第28号とし、第26号中「臨時職員採用通知」を「臨時的任用職員採用通知」に、

「 亀岡市臨時事務（何々）員に採用する
 地方公務員法第22条第5項による臨時的任用とし任期は何年何月何日までとする
 月額（日額）何円を給する
 何々部（何々課何々）勤務を命ずる 」

を

「 地方公務員法第22条の3による臨時的任用職員に採用する
 任期は何年何月何日までとする
 月額（日額）何円を給する
 何々部（何々課何々）勤務を命ずる 」

に改め、同号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

第26号 会計年度任用職員採用通知

人事異動通知書

(氏名)	(現職名)
(異動内容)	
地方公務員法第22条の2第1項第1号（第2号）による パートタイム（フルタイム）会計年度任用職員に採用する 1箇月間条件付採用とする 任期は何年何月何日までとする 月額（日額・時間額）何円を給する	

（亀岡市職員等の公益通報に関する要綱の一部改正）

第4条 亀岡市職員等の公益通報に関する要綱（平成25年亀岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 1 職員（部署： 職名： ）・臨時職員・嘱託職員 」

を

「 1 職員（部署： 職名： ）・臨時的任用職員・
 非常勤職員 」

に改める。

（亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱の一部改正）

第5条 亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱（平成30年亀岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、非常勤嘱託職員、臨時職員及び臨時的任用職員」を「、臨時的任用職員及び非常勤職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部を改正する訓令

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱（平成17年亀岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「環境政策課長」を「市民課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第18号

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により亀岡市鳥獣被害防止計画を策定する。

なお、策定した計画は、令和2年4月1日に効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

令和2年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- 2 縦覧期間 令和2年3月4日から
令和2年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市公告第19号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和2年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年3月10日以後、常時備え置く
こととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第20号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第
65号）第18条第1項の規定により、農用地
利用集積計画を定めたので、同法第19条の規
定により公告し、その関係書類を次により縦覧
に供する。

令和2年3月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年3月13日以後、常時備え置く
こととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第
29条第1項に関する工事が完了したので、次
のとおり公告する。

令和2年3月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町馬堀南垣内10の一部
（関連区域）

府有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市西京区桂南巽町77の1
株式会社ジェイネットハウジング

「揭示済」

亀岡市公告第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第
63条第2項の規定において準用する同法第
62条第2項の規定により、次のとおり公衆の
縦覧に供する。

令和2年3月18日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画道路事業

3・3・11号 馬堀停車場篠線

3・4・2号 新国道線

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部桂川・道路整備課

「揭示済」

任免及び辞令

大島博行

小川宜久

(各 通)

藤岡美紀子

湊 妙子

池田英孝

亀岡市企業立地審査会委員に委嘱します

令和2年3月6日

村井正史

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は令和4年3月12日までとします

令和2年3月13日

横田政幸

亀岡市交通安全対策会議委員に委嘱します

松田弘貴

亀岡市交通安全対策会議幹事に委嘱します

塩見孝康

亀岡市交通安全対策会議委員の委嘱を解きます

西村基弘

亀岡市交通安全対策会議幹事の委嘱を解きます

塩見孝康

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

令和2年3月23日

平本英久

亀岡市監査委員の辞職を承認します

河原妙子

亀岡市介護認定審査会委員の委嘱を解きます

令和2年3月31日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月17日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 平本英久

1 監査の種類

令和元年度定期監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和元年度の財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、債権管理については、市税及び国民健康保険料を除く平成30年度決算において収入未済のある債権を対象に調査を行った。

5 監査の対象課等、期間及び実施場所

対象課等	監査期間及び ヒアリング実施日	実施場所
○教育部 教育総務課 学校教育課 社会教育課 歴史文化財課 教育機関（学校給食センター、図書館、文化資料館、教育研究所）	○監査期間 令和元年9月18日から 令和元年11月11日まで ○ヒアリング実施日 令和元年10月10日 令和元年10月11日	監査委員室

<p>○環境市民部 環境政策課 環境クリーン推進課 市民課 保険医療課</p>	<p>○監査期間 令和元年10月18日から 令和元年12月23日まで ○ヒアリング実施日 令和元年11月14日 令和元年11月20日 令和元年11月21日</p>	<p>監査委員室</p>
<p>○まちづくり推進部 都市計画課 都市整備課 まちづくり交通課 桂川・道路整備課 土木管理課 建築住宅課</p>	<p>○監査期間 令和元年12月9日から 令和2年2月17日まで ○ヒアリング実施日 令和2年1月16日 令和2年1月17日</p>	<p>監査委員室</p>
<p>○生涯学習部 文化・スポーツ課 市民力推進課 人権啓発課 ○総務部 総務課 自治防災課 税務課 ○公平委員会事務局 ○監査委員事務局 (固定資産評価審査委員会含む)</p>	<p>○監査期間 令和元年12月20日から 令和2年2月28日まで ○ヒアリング実施日 令和2年2月7日 令和2年2月10日 令和2年2月14日</p>	<p>監査委員室</p>

6 監査委員の除斥

監査委員の関本孝一は亀岡駅北土地区画整理組合理事長に従事しているため、当該事業の監査に関し、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

7 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 教育部

以下の各課等に係る令和元年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 学校教育課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 社会教育課

特に指摘する事項はなかった。

エ 歴史文化財課

旧一の宮幼稚園施設使用協力金について、当該施設は文化財事務所であり、行政財産であるが、目的外使用として施設の一部の使用を許可していた。施設使用料については、施設使用協力金として、旧一の宮幼稚園施設使用要項の定めにより徴収していた。

地方自治法には、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

オ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかった。

カ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

キ 文化資料館

特に指摘する事項はなかった。

ク 教育研究所

非常勤嘱託職員報酬等の支払いにおいて、亀岡市教育委員会事務専決規程の定めで学校教育課長の決裁が必要となるものが、学校教育課長の決裁を受けず、所長の決裁で支払われているものがあった。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 環境市民部

以下の各課に係る令和元年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 環境クリーン推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 市民課

自動証明写真機設置料収入において、入札により設置料を決定していたが、当該機器が市役所庁舎の敷地に設置されているため、亀岡市庁舎使用料条例に基づき行政財産の目的外使用料を徴収し、設置料は入札金額から目的外使用料を差し引いた額としていた。目的外使用許可申請及び許可は適正に行われていたが、設置料や設置条件等を定める契約書を作成していなかった。

亀岡市財務規則には、契約書の作成を省略できる場合の定めがあるが、本件はそれに該当せず、契約書の作成が必要である。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

なお、本件は行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）と貸し付け（同条第2項第4号）を併用しているが、どちらか一方に整理する必要があると考える。

エ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

(3) まちづくり推進部

以下の各課に係る令和元年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 都市計画課

開発許可等手数料について、調定伝票の控えが見当たらないものが数件あった。亀岡市文書取扱規則には、全ての文書

は、文書分類基準表の分類番号により分類整理し、これを保管しなければならないと定められている。なお、文書分類基準表において、調定伝票の控への保存年限は5年と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 都市整備課

特に指摘する事項はなかった。

ウ まちづくり交通課

特に指摘する事項はなかった。

エ 桂川・道路整備課

特に指摘する事項はなかった。

オ 土木管理課

特に指摘する事項はなかった。

カ 建築住宅課

(ア) 市営住宅の駐車場及び共同物置において、目的外使用料を徴収しているが、行政財産使用許可申請書の提出がなく、行政財産使用許可書の交付も行われていなかった。

亀岡市営住宅管理条例施行規則には、目的外使用の許可を受けようとする者は、管理者に行政財産使用許可申請書を提出し、行政財産使用許可書の交付を受けなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料の算出において、占用許可書の占用期間が令和元年5月30日から令和2年3月31日までの11箇月分であったが、10箇月分として計算されているものがあつた。

市有地占用料の算出に準用されている亀岡市道路の占用に関する条例には、年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額

の12分の1を乗じて得た額と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 市有地占用に係る許可事務において、許可申請書に使用(占有)期間が記載されていないものがあつた。

亀岡市財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(4) 生涯学習部

以下の各課に係る令和元年11月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 文化・スポーツ課

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民力推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 人権啓発課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 総務部

以下の各課に係る令和元年11月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

(6) 公平委員会事務局

令和元年11月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(7) 監査委員事務局

令和元年11月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

以上が令和元年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

債権を適正に管理し、確実に回収することは、納付の公平性及び自主財源の確保を図る上で重要である。しかしながら、債権管理についてのヒアリングにおいて、人員不足等の理由で債権回収に力を注ぐことが困難な状況、また、複数の債権を抱えている滞納者が少なくない状況が浮かび上がってきた。

債権管理については、平成29年12月に「亀岡市債権管理取扱指針」が策定され、全庁統一的に適正な債権管理や回収を行うため、取り組むべき基本的な事項が示されたところである。また、平成30年3月には「亀岡市債権管理条例」、同年9月には「強制徴収公債権に係る滞納整理基本マニュアル」、平成31年3月には「非強制徴収公債権、私債権に係る滞納整理基本マニュアル」が策定されている。

個人情報とは適正に取り扱う必要があるものの、滞納者に対する納付交渉・相談、財産調査、強制執行等を実施する場合、全庁的な滞納情報の共有化により、更に統一的な債権管理や回収ができ、事務の効率化を図ることが可能であると考えられる。

今後、滞納情報の共有化による法令上や事務上の課題を整理し、全庁統一的な滞納処分や訴訟等の債権回収業務の取組みが行われるよう期待するものである。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月17日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 平本英久

第1 監査の概要

1 監査の種類

令和元年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

平成30年度

3 監査の対象

- (1) 亀岡ふるさとエナジー株式会社、公益財団法人亀岡市環境事業公社、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会及び公益財団法人生涯学習かめおか財団の財政的援助等に係る出納その他の事務について

(2) 環境市民部環境政策課、同環境クリーン推進課、健康福祉部地域福祉課及び生涯学習部市民力推進課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 出資団体

亀岡市が出資している団体について、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。また、出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査期間

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
亀岡ふるさとエナジー株式会社	令和元年10月8日から 令和元年12月20日まで	令和元年11月14日
公益財団法人 亀岡市環境事業公社		令和元年11月20日
社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会	令和元年12月17日から 令和2年2月28日まで	令和2年2月10日
公益財団法人 生涯学習かめおか財団		令和2年2月14日

第2 監査の結果

1 亀岡ふるさとエナジー株式会社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡ふるさとエナジー株式会社（以下「ふるさとエナジー」という。）は、主に自然由来の亀岡市産の電力を市の公共施設や民間施設などに供給し、エネルギーの地産地消を目

指すとともに、そこで得た収益をエネルギー関連事業や地域活性化事業等に還元することにより、地域の発展に貢献することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 小売電気事業及びその仲介・取次事業
- 発電事業、送配電事業
- 熱供給及び熱利用事業
- エネルギー事業全般に関する役務及びサービスの提供
- エネルギー資源、エネルギー全般及び環境価値全般の取引事業に関する業務
- エネルギー事業全般に係る機器、設備及びエネルギー・システムの開発、販売、レンタル、設計、施工、管理、運転及び保守
- 省エネルギー事業
- 上記の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売
- 新事業やまちづくりなど地域振興に関するコンサルティング及び事業
- 上記の事業に附帯関連する事業

イ 組織（平成31年3月31日現在）

- 役員 取締役 2人
（うち代表取締役社長1人、代表取締役副社長1人）
- 監査役 1人

(2) 出資金の概要

亀岡市からふるさとエナジーへ出資された出資金総額は4,000,000円で、全額が平成29年度に出資されたものである。

- 資本金 8,000,000円
- 本市の出資状況 4,000,000円（出資比率 50%）

(3) 決算状況（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

- 売上高 48,648,543円
- 売上総利益 15,291,475円
- 営業利益 11,916,560円
- 当期純利益 9,344,370円

(4) 監査の結果

ア ふるさとエナジーに対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 環境市民部環境政策課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 出資金に係る出納、その他の事務について、次の点に留意されたい。

- a 出資法人から提出される月次報告書等について、前年の収支との対比や計画値と実績値との対比を行うなど、経営実態及び財政状態の把握に努め、適切な指導監督を今後も行われたい。

2 公益財団法人亀岡市環境事業公社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市環境事業公社（以下「環境事業公社」という。）は、亀岡市における一般廃棄物の排出抑制、分別排出の徹底及び循環による資源の有効な再生利用を推進するとともに適正な処理を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保し、人と環境にやさしい持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 環境意識の啓発及び環境教育の支援
- 不法投棄の防止等生活環境の保全
- 一般廃棄物の処理

イ 組織（平成31年3月31日現在）

- 役員 理事 6人
（うち理事長1人、常務理事1人）
- 監事 2人
- 評議員 6人
- 事務局 事務局長 1人（常務理事兼務）
- 課長 4人
- 係長 10人
- 主任・業務主任 25人
- 係員 16人
- 再雇用 2人
- 非常勤嘱託職員 4人

(2) 補助金の概要

平成30年度に亀岡市から環境事業公社へ交付された補助金総額は417,098,573円で、監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市環境事業公社運営補助金 (ごみ収集運搬業務に係る人件費補助金)	325,757,558	325,757,558	環境事業公社のごみ収集運搬業務に係る人件費に対する補助

(3) 監査の結果

ア 環境事業公社に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 環境市民部環境クリーン推進課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

3 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、亀岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 共同募金事業への協力
- ボランティア活動の振興
- 老人居宅介護等事業の経営
- 老人デイサービス事業の経営
- 老人介護支援センターの経営
- 生活福祉資金貸付事業
- 福祉金庫資金貸付事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 障害福祉サービス事業の経営
- 移動支援事業の経営
- 福祉総合相談事業
- 地域子育て支援拠点事業の経営
- 子育て援助活動支援事業
- 児童の福祉の増進について相談に応じる
- 生活支援体制整備事業
- 介護予防支援事業
- ふれあいプラザ管理・経営事業

イ 組織（平成31年3月31日現在）

○役員	理事	12人
	（うち会長1人、副会長2人、常務理事1人）	
	監事	3人
	顧問	1人
	評議員	21人

○事務局	事務局長	1人
	課長	3人
	総括主幹	1人
	係長	3人
	センター長	4人
	主任	1人
	主事	11人
	看護師	1人
	嘱託職員	4人
	非常勤職員	3人
	非常勤嘱託	30人
	アルバイト職員	15人
	○会員	正会員
賛助会員		128人
施設会員		28団体
その他		354人

(2) 補助金の概要

平成30年度に亀岡市から社会福祉協議会へ交付された補助金総額は37,767,782円で、監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金額	補助内容
社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会活動補助金	70,067,589	36,000,000	社会福祉協議会の職員に係る人件費補助
災害ボランティアセンター事業補助金	104,803	100,000	災害ボランティアセンターの運営に要する経費に対する補助
災害ボランティアセンター活動補助金	1,667,782	1,667,782	災害発生時における人件費及び事業費補助
計	71,840,174	37,767,782	

(3) 指定管理料の概要

平成30年度に亀岡市から社会福祉協議会へ支払われた、ふれあいプラザに係る指定管理料は12,542,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（消耗品費、水道光熱費、修繕費、業務委託費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 社会福祉協議会に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 社会福祉協議会活動補助金及び災害ボランティアセンター活動補助金の実績報告において、時間外・休日勤務手当の算定に誤りがあった。また、時間外勤務手当を両方の補助金に含めているものがあった。さらに、扶養手当について、実際の支出額は適正であったが、報告書の支出内訳額に誤っているものがあった。

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会職員給与規程（以下「社会福祉協議会職員給与規程」という。）等に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 指定管理料に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 人件費の算出において、時間外・休日勤務手当及び勤勉手当の算定に誤りがあった。社会福祉協議会職員給与規程等に基づき、適正な事務処理をされたい。
- b ふれあいプラザ利用料金の減免において、ふれあいプラザ条例施行規則には、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、減免申請書を使用許可申請書に添付しなければならないとされているが、社会福祉協議会等が利用する場合に、減免申請書が添付されていないものがあった。また、誤った減免の適用号を記載している減免申請書を受付しているものがあり、使用許可決裁簿の適用条項も誤っていた。

ふれあいプラザ条例等に基づき、適正な事務処理をされたい。

なお、時間外・休日勤務手当等の算定誤りについては、財政援助団体等監査の調査権限の及ばない事業等においても、同様の誤りの可能性があるので、あわせて点検するよう望むものである。

イ 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 社会福祉協議会活動補助金及び災害ボランティアセンター活動補助金の実績報告において、時間外・休日勤務手当の算定に誤りがあった。また、時間外勤務手当を両方の補助金に含めているものがあった。さらに、扶養手当について、報告書の支出内訳額に転記誤りがあった。

社会福祉協議会職員給与規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、補助金を確定交付する際は、実績報告書はもとより関連書類等を十分に審査されたい。

(イ) 指定管理料に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 人件費の算出において、時間外・休日勤務手当及び勤勉手当の算定に誤りがあった。

社会福祉協議会職員給与規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

- b 基本協定書において、管理運營業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託申請書が提出されているにもかかわらず、書面による承諾の手続きを行っていなかった。

基本協定書に基づき、書面による承諾を行うよう改善されたい。

- c ふれあいプラザ利用料金の減免において、ふれあいプラザ条例施行規則には、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、減免申請書を使用許可申請書に添付しなければならないとされているが、社会福祉協議会等が利用する場合に、減免申請書が添付されていないものがあつた。また、誤った減免の適用号を記載している減免申請書を受付しているものがあり、使用許可決裁簿の適用条項も誤っていた。

ふれあいプラザ条例等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

また、時間外・休日勤務手当等の算定誤りについては、今回、監査の対象となっていない委託業務等についても、同様の誤りの可能性があるので、あわせて適正な事務処理になるよう指導することを望むものである。

4 公益財団法人生涯学習かめおか財団の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人生涯学習かめおか財団（以下「生涯学習財団」という。）は、地域住民の自発性に基づく生涯にわたる学習要求等に応えるため、生涯学習の機会や情報の提供、住民の交流活動の支援、促進等必要な事業を行い、もって生涯学習の推進及び協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

○生涯学習の振興に関する調査研究、啓発及び普及

○生涯学習の振興に資する国際化の推進、講座・講演会・その他先導的事业等の催しの開催及び援助

○生涯学習の振興に資する文化、芸術事業及び教育、スポーツ等を通じて豊かな人間性を涵養する事業

○生涯学習の振興に資する人材育成、活動支援、機会提供に関する事業

○住民の交流活動の支援、促進をするための事業

○生涯学習施設の管理運営事業

イ 組織（平成31年3月31日現在）

○役員 理事 12人

（うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人）

監事 2人

顧問 8人

評議員 14人

○事務局 事務局長兼企画総務部長 1人

課長	3人
(うち事務局長兼企画総務部長兼務1人)	
主幹	6人
主任	4人
主査	1人
主事	1人
嘱託	1人
臨時職員	9人

(2) 補助金の概要

平成30年度に亀岡市から生涯学習財団へ交付された補助金総額は64,088,060円で、監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金額	補助内容
公益財団法人生涯学習かめおか財団補助金	76,951,477	64,088,060	生涯学習財団に係る人件費及び運営費に対する補助

(3) 指定管理料の概要

平成30年度に亀岡市から生涯学習財団へ支払われた、ガレリアかめおかに係る指定管理料は206,723,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（委託費、光熱水費、修繕費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 生涯学習財団に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 生涯学習事業助成金の交付について、生涯学習事業助成申込書及び実績報告書が鉛筆書きで提出されているものがあつた。また、収支決算書に記入されている支出額と領収書の合計が一致しないものがあつた。

提出された書類のチェックを確実にし、適正な事務処理をされたい。

- b 週4日の勤務を要する職員の通勤手当の算出に誤りがあつた。

生涯学習財団職員の通勤手当の支給については、公益財団法人生涯学習かめおか財団職員給与規程（以下「生涯学習財団職員給与規程」という。）に亀岡市一般職員の給与に関する条例を準用することが定められている。

生涯学習財団職員給与規程に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 生涯学習部市民力推進課に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 生涯学習事業助成金の交付について、生涯学習事業助成申込書及び実績報告書が鉛筆書きで提出されているものがあった。また、収支決算書に記入されている支出額と領収書の合計が一致しないものがあった。

助成金交付については、適正な事務処理となるように、決裁等の過程において十分な書類の確認を行うよう指導することにより改善されたい。

- b 週4日の勤務を要する職員の通勤手当の算出に誤りがあった。

生涯学習財団職員給与規程に基づき、適正な事務処理となるよう指導されたい。

(イ) 指定管理に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託申請書が提出されているにもかかわらず、書面による承諾の手続きを行っていなかった。

基本協定書に基づき、書面による承諾を行うよう改善されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月18日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 平本英久

- | | |
|---------|---|
| 1 監査の種類 | 令和元年度工事監査 |
| 2 監査の対象 | 亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事（建築）
〔担当課：都市整備課、建築住宅課〕 |
| 3 監査の期間 | 令和元年10月15日から令和2年2月20日 |

4 監査の着眼点

当該工事の計画、設計、積算、契約事務、施工管理及び現場の施工等が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

対象工事については、令和元年度において施工中の工事のうち、契約金額1,000万円以上のものの中から抽出した。

監査に当たっては、関係書類を調査するとともに関係職員から説明を聴取した。また、現地調査を実施し、関係職員から説明を聴取した。

なお、当監査は工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、技術士の専門的見地から書類調査及び現地調査を行った。この監査結果報告は技術士の調査意見を参考とした。

6 監査の実施場所及び実施日

実施場所	亀岡市役所 2階 203会議室及び現地
実施日	令和元年12月25日

7 工事の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 請負金額 | 202,950,000円
(内消費税 18,450,000円) |
| (2) 工期 | 令和元年6月25日～令和2年3月24日 |
| (3) 請負業者 | 旭・石村特定建設工事共同企業体 |
| (4) 工事場所 | 亀岡市曾我部町穴太土淵 地内 |
| (5) 工事概要 | ・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
・延床面積 7,619.54m ² |
| (6) 工事内容 | 既存施設の改修工事
ア 空調設備改修関連工事
イ 自家発電設備関連工事
ウ トイレ・更衣室改修工事
エ 小体育室アスベスト対策工事
オ 防水改修工事 |

8 監査結果

亀岡運動公園は、亀岡市地域防災計画において広域避難場所に指定されている。また、亀岡運動公園体育館（以下「体育館」という。）については、指定緊急避難場所（指定避難所）に指定されている。

体育館は、災害時には不特定多数の利用者が同時に利用する指定避難所であることから、空調設備改修等を実施することにより、指定避難所における避難者の生活環境の改善を図るとともに、常時の施設利用者の快適な施設利用に寄与するため、改修工事を実施するものである。

当監査においては、当該工事の計画、設計、積算、入札・契約、施工管理、試験検査、監理監督等の各段階における技術的事項について、技術士からの質問書を基に、書類調査及び現地調査（書類調査及び出来形調査）を行った。調査の結果、特に指摘すべき問題点は見当たらず、概ね良好であった。

なお、個別の所見については以下のとおりである。

(1) 工事着手前における技術調査

ア 計画・設計について

(ア) 小体育室天井仕上げ材にアスベスト含有吹付材が使用されていた。その除去作業が労働安全衛生規則第90条第5の2項に規定する「石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去作業」に該当するため、設計計画段階で労働基準監督署と事前協議が行われていた。その結果、労働安全衛生法第88条第3項に規定される「工事開始14日前までにアスベスト除去計画書にまとめて届け出る」こととなり、工事着手後、当該工事開始14日前までの10月7日に建設工事計画書が労働基準監督署に提出されていることを確認した。

(イ) 当該工事における標準仕様書は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」の指定があり、根拠が明確で適切であった。

(ウ) 特記仕様書の記載事項について、工

事現場の電気保安技術者は安全協力会より選任され、既存施設の電気保安技術者は関西電気保安協会から選任されていた。また、化学物質の濃度測定は5物質、6箇所測定するよう規定されていることを確認した。

(エ) 施設を使用しながらの施工であり、主要室である大体育室・小体育室については工事発注段階において施工時期を条件付けし、施設利用者と工事範囲を明確に区分する仮設計画を立て、安全対策を施していることを確認した。

(オ) 環境配慮設計として、小体育室のアスベスト含有吹付材の除去・処分を行い、より安全な施設環境となるよう配慮がなされていることを確認した。

(カ) バリアフリーへの配慮として、既設の多目的トイレの改修並びに、避難時には避難所トイレとなる大体育室西側の男女トイレを改修し、利用者が使用しやすいトイレ環境となるよう配慮されていることを確認した。

(キ) 外部設置・露出配管とすることで、常時の保守メンテナンス及び更新のしやすさに配慮がなされていることを確認した。

以上、計画・設計については適正に行われており、特に問題となるところは見当たらなかった。

イ 積算について

(ア) 積算準拠基準は、国土交通省の「公共建築工事積算基準（平成29年版）」であることを確認した。

(イ) 積算作業は、設計担当者がRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）で平成31年3月に作成し、検算者及び所属長による確認が行われており、適切であった。

- (ウ) 見積りは基本的に3者以上から徴収し、最低価格に実勢掛け率を掛けて設計内訳書を作成することを基本としている。実勢掛け率はヒアリングを行っているとの説明であった。
- (エ) コンクリート、鉄筋等の材料単価は刊行物（建設物価・積算資料）を参考にして算出されていた。
- (オ) 歩掛りは公共建築工事標準単価積算基準に基づいていることを確認した。
- (カ) アスベスト除去工事は特殊工事であり、3者から見積りを徴収して掛け率を加味して設計価格が設定されていた。以上、積算については適正に行われており、特に問題となるところは見当たらなかった。

ウ 入札・契約について

- (ア) 入札は一般競争入札で実施され、7者が参加し、第1回目で落札している。請負業者及び請負金額は「7工事の概要」に記載のとおりである。なお、契約保証金は20,295,000円で、保証会社は西日本建設業保証株式会社である。
- (イ) 工事請負契約日は令和元年6月24日で、令和元年亀岡市議会定例会6月議会の議決日であった。
- (ウ) 前払金は令和元年7月18日に79,700,000円を支払っており、保証会社は西日本建設業保証株式会社であった。
- 以上、入札・契約については適正に行われており、特に問題となるところは見当たらなかった。

(2) 工事着手後における技術調査事項

ア 施工管理

- (ア) 着工時書類について
工事着工届、工程表、施工体制台帳、施工体系図、作業員名簿、労災保険加

入証明書、建設業退職金共済加入、コリンズ登録、現場代理人・監理技術者の届出と資格者証、再生資源利用計画書（建設資材搬入工事用）、再生資源利用促進計画書（建設副産物搬出工事用）等の着工時書類は整備されていることを確認した。

施工体制台帳には外国人建設就労者及び外国人技能実習生の記載欄のあるものが使用されているが、平成31年4月1日契約分より「特定技能1号」の欄が増えているので、この欄のある様式で再作成し保管するよう指示されたい。また、施工体系図については、公衆向け掲示板には貼ってあったが、事務所内にも保管されていることが望ましい。

(イ) 施工計画書について

施工計画書は令和元年7月16日に作成、提出されていることを確認した。

(ウ) 各種施工要領書について

各種工事の施工要領は、アスベスト除去工事、軽鉄内装改修工事、防水改修・塗装工事及び雨水配管（堅管）工事の4種類について適切に作成されていることを確認した。この調査以降、作成するものがあれば、工事前に作成、提出を受けて承諾されたい。

とい（雨水）の管材種が設計図ではSGP（配管用炭素鋼管）であるが、工事指示書が出されて耐火二層管及び耐火VP管に変更されていた。この調査時点では設計変更はされていなかったが、本市が定める設計変更におけるガイドラインに基づき、適正に工事の変更調整をすることに留意されたい。

(エ) 官庁届出書類について

共同企業体代表届等、各種届出が適

切に提出されていることを確認した。

(オ) 技能士の配置について

特記仕様書で指定された技能士が適正に配置されていることを資格者証で確認した。

(カ) 写真記録について

工事写真記録は、調査時点においては適正に整理されていた。

(キ) 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物の収集運搬・処理業者との委託契約書が整備されている。また管理表（E表）の確認を行った。

特別管理廃棄物（廃石綿等）等の建設副産物の処理については、再生資源利用〔促進〕計画・実施書の作成を特記仕様書で明記し、それに従って処理されているとの説明があった。

イ 工程管理

毎週の工程はメールで、月間工程は月1回の定例打合せで確認しているとの説明があった。出来高カーブ記載の実施工程表（進捗予想カーブと実績カーブ記入）は「工事履行報告書（月報）」として毎月提出されている。

アスベスト除去工事の作業完了報告書が、完了後のモニタリングを含めて12月4日に提出されていることを確認した。

以上、工程管理については適正に行われており、特に問題となるところは見当たらなかった。

ウ 品質管理

使用機器・材料の承諾図が承諾されていることを確認した。現場施工・搬入時検査は受注者の負担軽減のため書面でのやりとりは行っていないが、定例打合せ等で日程調整を行い、随時実施しているとの説明があった。

段階確認（一工程完了）検査は、アス

ベスト除去と屋上防水工事について行われている。別途工事で設置する空調設備機器の架台工事については、建築設備耐震設計基準に準拠して、機器重量を加味した上で耐震計算を行い、アンカー太さ及び本数が適正に施工されていることを確認した。

なお、材料・機器受入検査記録及び納入伝票は、調査時点において受注者で整理中であった。

以上、品質管理については適正に行われており、特に問題となるところは見当たらなかった。

エ 安全管理

別途工事（電気工事、機械工事）の受注者と共に3者で災害防止協議会を月1回行っている（常時作業員数は総数で50人に満たない）。安全教育規約を定め、新規入場者教育、KY（危機予知）活動（毎朝）及び安全パトロール（月1回）を実施し、調査時点まで無事故であることを確認した。

仮囲い及び保安施設については、施設管理者（指定管理者）と協議の結果、外部足場に第三者進入防止用の仮設フェンスを設置している。

工事車両等の交通安全対策として、常時、交通誘導員を配置するとともに、作業内容等により増員している。工事車両の入退場、駐車を規定した仮設計画を策定し、工事関係車両には標章を掲示することで、一般車両との交錯や人員動線の交錯が起こらないよう配慮している。

周辺住民に対する安全安心の配慮として、施設管理者と工事範囲や工程等の共有を図るとともに、工事範囲を明確に区分して安全性を確保している。更に、大型資機材の搬入や音のする作業等は、可

能な限り休館日（火曜日）を中心とした施工として、施設利用者への影響を抑えるとともに安全に配慮しているとの説明があった。

現場の整理整頓は適正に行われており、安全上何ら問題はなかった。

以上、安全管理については適正に行われており、特に問題となるところは見当たらなかった。

オ 試験・検査

シーリング材簡易接着性試験とアンカー引抜試験の試験がなされていることを確認した。工事監督員が立会っていることを日誌及び立会い時の写真で確認した。

以上、試験・検査については適正に行われており、特に問題となるところは見当たらなかった。

(3) 工事監理について

工事監理は、工事監理委託先の担当者が設計意図の伝達業務として月1回現場で打合せを行っている。

工事監理計画書及び工事監理記録（月報）を確認した。

(4) 長期修繕計画について

平成22年に30年間にわたる長寿命化計画が策定されている。今回の整備計画を踏まえ、長寿命化計画の見直しを行う予定であるとの説明があった。

(5) 現場出来形調査における所見

ア 現場施工状況について

小体育室内外部、屋上防水補修工事、窓サッシ補修工事等について現場確認を行った。現場の出来形について指摘すべき事項はなかった。

イ 工事現場掲示物について

公衆の見やすい工事フェンスに掲示が行われていた。

ウ 安全対策について

外部足場の安全性、ごみコンテナや場内の整理整頓は行き届いており、安全上何ら問題はなかった。

エ 今後の工事における要望事項

工事進捗率は計画70%に対して実績60%であった。10%の遅れがあるが、工期内完成には何ら問題はなさそうである。常時進捗を管理し、工期内完成を無事故で達成されたい。

(6) その他の所見

当該工事の主要項目である特別管理廃棄物（アスベスト）の除去作業については、各種法規に則り、事前の労働基準監督署との協議、作業場所の養生、作業服、HEPAフィルター（エアフィルター）を通しての排気設備の設置、エアーシャワーの設置等が適正に行われていることを確認した。また、除去前、除去後に加え、作業中もアスベスト濃度測定を行い、その記録をしっかりと保管しており、今後の同種除去作業の模範となるものであった。

以上が工事監査の結果である。なお、監査執行の過程において、軽易なものについては調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

今後は、本市の厳しい財政状況に鑑み、直接的な工事コストだけでなく、将来的な維持管理費を含めたコスト削減に引き続き努められたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第198条の4第1項の規定により亀岡市監査基準を定めたので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月23日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 平本英久

亀岡市監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 一般基準（第5条－第11条）
- 第3章 実施基準（第12条－第19条）
- 第4章 報告基準（第20条－第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 亀岡市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第9号までの監査（以下「監査」という。）、同項第10号の検査（以下「検査」という。）及び同項第11号から第14号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

（規範性）

第2条 本基準は法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、本基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

（監査等の目的）

第3条 監査等の目的は、本市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第21条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大

の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

- (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条） 住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること。
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項又は公企法第34条） 市長

又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。

- (10) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (11) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (12) 基金の運用状況審査（法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (13) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項） 健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (14) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項） 資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。
- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

（倫理規範）

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第3条の目的を果たすため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。
(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。なお、その場合のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(報告の徴取)

第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書等の作成及び保存)

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)に基づき、適切に保存するものとする。

(情報管理)

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)等に基づき適切に取り扱うものとする。

(品質管理)

第11条 監査委員は、本基準に則ってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。

2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。

3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、

決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第13条 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に

重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第15条 監査委員は十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(他者情報の利活用及び調整)

第18条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

3 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第19条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第20条 監査委員は、監査（第4条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（第4条第1項第9号の監査においては市長又は企業管理者）へ提出するものとする。なお、監査（第4条第1項第7号から第9号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

3 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第21条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事

務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (6) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。
- (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。
- (10) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(11) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(12) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(13) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(14) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(1) 第4条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果

(2) 第4条第1項第8号に定める監査及び勧

告

(3) 第4条第1項第11号から第14号までに定める審査意見

2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査等の結果に関する報告等の公表)

第23条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、第4条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。)第37条の5の規定により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針(以下「指針」という。)を踏まえ、亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適正な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間(指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(祝日法に

基づく休日及び年末年始の休日並びに条例第18条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める日及び同項後段に規定する人事委員会規則で定める日(それぞれ代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。
「揭示済」

亀岡市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市就学援助規則の一部を改正する規則

亀岡市就学援助規則（平成19年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）

第7条第1項中「同項第5号及び第10号」を「同項第5号、第9号及び第11号」に改め、同条第2項中「第4条第1項第10号」を「第4条第1項第11号」に改め、同条第3項中「第4条第1項第2号」の次に「及び第9号」を加える。

別記第1号様式中

「

家族構成 (児童生徒を含む。)	氏名	生年月日	続柄	職業・学年	勤務先・学校名 (平均月収)
		年 月 日	保護者		(円)
		年 月 日			(円)
		年 月 日			(円)
		年 月 日			(円)
		年 月 日			(円)
		年 月 日			(円)

」

を

「

家族構成 (児童生徒を含む。)	氏名	生年月日	続柄	職業・学年	勤務先・学校名 (平均月収)
		年 月 日	保護者		(円)
		年 月 日			(円)
		年 月 日			(円)
		年 月 日			(円)
		年 月 日			(円)
		年 月 日			(円)
振込口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協		支店	預金種別 普通・当座
	口座番号	フリガナ			
		口座名義人			

※振込口座は、認定された場合に昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）の支給に関してのみ使用します。
 ※亀岡市立中学校・義務教育学校（後期課程）に就学の生徒に係る認定申請の場合のみ記入してください。

」

に改める。

別記第1号様式裏面中

「

<p>誓 約 書</p> <p>亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、既に支給された就学援助費を返還します。</p> <p>申込者（保護者） 氏 名.....㊞</p>
--

」

を

「

<p>誓 約 書</p> <p>亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、既に支給された就学援助費を返還します。</p> <p>申込者（保護者） 氏 名.....㊞</p>
--

<p><必要書類></p> <p>振込口座の通帳の写し（金融機関名、店番、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの） ※亀岡市立中学校・義務教育学校（後期課程）に就学の生徒に係る認定申請の場合のみ必ず添付してください。</p>

」

に改める。

別記第2号様式中

「※口座は、認定された場合に新入学児童生徒学用品費に関してのみ使用します。」

を

「※振込口座は、認定された場合に新入学児童生徒学用品費及び昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）の支給に関してのみ使用します。」

に、

「2 新入学児童生徒学用品費以外の支給に関しては、亀岡市教育委員会から保護者の口座への振込は行いません。（学校長を通じて行います。）」

を

「2 新入学児童生徒学用品費、昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）及び医療費以外の支給に関しては、学校長をを通じて行います。」

に改める。

別記第3号様式中

「

◇修学旅行費 ◇医療費 ◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金
※学用品費等については、生活保護法に定める教育扶助費で対応されています。

を

「

◇修学旅行費 ◇昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当） ◇医療費
◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金
※学用品費等については、生活保護法に定める教育扶助費で対応されています。

に、

「

◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費
◇修学旅行費 ◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費
◇卒業アルバム代 ◇医療費
◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

を

「

◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費
◇修学旅行費 ◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費
◇昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当） ◇卒業アルバム代 ◇医療費
◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

に、

「◎就学援助費の支給は、学校長を通じて行います。」

を

「◎昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）及び医療費以外の就学援助費の支給は、入学後、学校長を通じて行います。」

に改める。

別記第4号様式中

「

◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費 ◇修学旅行費
◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費 ◇卒業アルバム代 ◇医療費
◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

」

を

「

◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費 ◇修学旅行費
◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費 ◇昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）
◇卒業アルバム代 ◇医療費 ◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

」

に、

「◎新入学児童生徒学用品費以外の就学援助費の支給は、入学後、学校長を通じて行います。」

を

「◎新入学児童生徒学用品費、昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）及び医療費以外の就学援助費の支給は、入学後、学校長を通じて行います。」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成21年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び同項の表を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第5号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（亀岡市教育委員会基本規則の一部改正）

第1条 亀岡市教育委員会基本規則（昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「嘱託」を「非常勤の職員」に改める。

（亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）

第2条 亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成27年亀岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「非常勤嘱託及び臨時的任用職員」を「臨時的任用職員及び非常勤職員」に改める。

（亀岡市社会教育指導員に関する規則の一部改正）

第3条 亀岡市社会教育指導員に関する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「顧問、参与、嘱託員の給与に関する条例（昭和32年亀岡市条例第7号）」を「亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）」に改める。

第2条第1項中「特別職」を「会計年度任用職員」に、「委嘱」を「任用」に改める。

第6条中「亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号）別表に定めるその他の職員に準じて」を「亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1, 478人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24,627人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,314人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

令和2年3月31日に招集された亀岡市選挙管理委員会において、次の者が委員長に選挙された。

令和2年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

住所 省略
氏名 俣野 健一郎

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第3号

令和2年3月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年3月2日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
令和2年3月5日（木）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 令和2年3月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）
 - ・第4号議案 非農地証明事務取扱基準（案）について

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

亀岡市指定給水装置工事事業者規程（平成10年亀岡市公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「第4条第2項第1号」を「第4条第2項第1号ア」に改める。

第10条に次の1号を加える。

(5) 指定工事業者の指定の期間が経過した際に、その更新をしなかったとき。

第11条第1項第3号及び第13条第5号中「第5条」を「第6条」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年亀岡市条例第16号）の施行の日から施行する。

「揭示済」

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係上下水道事業管理規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和2年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係上下水道事業管理規程の整備に関する規程

（亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正）

第1条 亀岡市上下水道部決裁規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

7 報酬、給与及び賃金（短期任用のものを除く。）の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。

30万円以上

30万円未満

」

を

「

7 給料、手当及び報酬の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。

30万円以上

30万円未満

」

に改める。

(亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正)
第2条 亀岡市上下水道部職員就業規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 人事(第3条―第12条)
- 第3章 服務規律(第13条―第35条)
- 第4章 給与及び旅費(第36条・第37条)
- 第5章 勤務時間、休憩、休日及び休暇等(第38条・第39条)
- 第6章 懲戒及び表彰(第40条・第41条)
- 第7章 研修(第42条)
- 第8章 安全及び衛生(第43条―第46条)
- 第9章 公務災害補償等(第47条―第49条)
- 第10章 公益通報及び苦情処理(第50条・第51条)
- 第11章 雑則(第52条―第54条)

附則

第1条中「亀岡市上下水道部に勤務する職員」を「法令及び条例等で定めるもののほか、職員」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の規定により水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が任命した職員をいう。ただし、特別職の職を占める者及び市長事務部局

の職員で上下水道部の企業職員に併任されたものを除く。

- (2) 常勤職員 常時勤務を要する職を占める職員をいう。
- (3) 会計年度任用職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条第1項に規定する会計年度任用職員である職員をいう。
- (4) 臨時的任用職員 常勤職員のうち法第22条の3の規定により臨時的に任用されたものをいう。
- (5) 短時間勤務職員 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。
- (6) 所属長 部長、課長その他職員を指揮監督する権限を有する職員をいう。

第3条を削る。

第4条を次のように改め、同条を第3条とする。

(採用)

第4条 職員の採用(臨時的任用を除く。以下同じ。)は、競争試験又は選考による。

2 職員の採用及び臨時的任用に関する手続及び提出書類等については、市長事務部局の例による。

第5条から第7条までを削り、第3条の次に次の4条を加える。

(条件付採用)

第4条 職員(短時間勤務職員を除く。)の採用は、全て条件付のものとする。

2 職員の条件付採用の期間の延長については、亀岡市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則(令和元年亀岡市規則第43号)の定めるところによる。

(臨時的任用)

第5条 職員の臨時的任用については、亀岡市職員の臨時的任用に関する規則(令和2年亀岡市規則第7号)の定めるところによ

る。

(定年退職者等の再任用)

第6条 短時間勤務職員の任用については、亀岡市職員の再任用に関する条例（平成13年亀岡市条例第36号）の定めるところによる。

(勤務条件の通知)

第7条 管理者は、職員を採用し、又は臨時的に任用するときは、給与、勤務場所、従事する業務、勤務時間、休日その他の勤務条件を記した勤務条件通知書を交付する。

ただし、常勤職員（臨時的任用職員を除く。）及び短時間勤務職員にあっては、人事異動通知書の交付及びこの規程の提示をもってこれに代えることができる。

第8条を削り、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(降任、免職及び休職)

第9条 職員の意に反する降任、免職及び休職については、法第27条第2項及び同法第28条第1項から第3項までの規定並びに職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和51年亀岡市条例第22号）の定めるところによる。

2 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の施行に関する事項は、職員の分限に関する手続及び効果等に関する規則（平成14年亀岡市規則第55号）の規定を準用する。

3 前2項に定めるもののほか、心身の故障により休職となった場合の取扱いについては、亀岡市職員療養休暇規程（昭和51年亀岡市訓令第4号）第8条の規定を準用する。

第10条を次のように改める。

(失職)

第10条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

(1) 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた者

(2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
第11条及び第12条を削る。

第12条の2を次のように改め、同条を第11条とする。

(退職)

第12条の2 第9条の規定による免職、前条の規定による失職及び第40条の規定による懲戒免職の場合のほか、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職とする。

(1) 死亡したとき。

(2) 管理者に退職を申し出て、その発令があったとき。

(3) 定年の適用を受ける職員が定年に達した日以後の最初の3月31日に達したとき。

(4) 任期の定めのある職員がその任期を満了したとき。

2 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）の定めるところによる。

3 勸奨を受けて退職する場合の特別の措置については、特別退職等措置要綱（昭和59年亀岡市訓令第8号）の規定を準用する。

第13条第1項中「職員が退職しようとする場合」を「職員は、前条第1項第2号の規定により退職しようとする場合（勸奨による場合を除く。）」に改め、同条第2項中「管理者の承認」を「退職の発令」に改め、同条を第12条とする。

第14条、第15条及び第3章の章名を削る。

第12条の次に次の章名を付する。

第3章 服務規律

第16条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(服務の宣誓)

第14条 新たに職員となった者(短時間勤務職員を除く。)は、亀岡市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年亀岡市条例第8号)の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

2 亀岡市職員の服務の宣誓に関する条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関する事項は、亀岡市職員服務規則(昭和30年亀岡市規則第5号)第3条の2ただし書の規定を準用する。

第17条を削り、第18条を第15条とし、第19条を第16条とし、同条の次に次の3条を加える。

(職務に専念する義務)

第17条 職員は、法律又は職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和30年亀岡市条例第10号)に定める場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、本市上下水道事業がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

2 やむを得ない業務のため7時間以上時間外勤務をした職員で、当該勤務終了直後の勤務日に勤務することが健康上著しく困難なものは、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号の規定により、当該勤務日において業務に支障を来さない範囲内で、職務に専念する義務の免除を受けることができる。

3 職員の職務に専念する義務の免除の手続については、亀岡市職員服務規則第10条の規定を準用する。

(営利企業への従事等の制限)

第18条 職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下この条において「パートタイム会計年度任用職員」という。)を除く。)は、管理者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 前項の管理者の許可を受くべき地位及び許可の基準については、職員の営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和35年亀岡市規則第15号)の定めるところによる。

3 職員の営利企業への従事等の手続については、亀岡市職員服務規則第40条の規定を準用する。

(争議行為の禁止)

第19条 職員及び職員の労働組合は、同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をしてはならない。また、職員は、当該禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおってはならない。

第20条及び第21条を削る。

第22条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)第6条の規定に基づき、労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事するため管理者の許可を得た場合」を「次に掲げる場合」に改め、同条ただし書を削り、同条第1号中「地公労法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。

(秩序の維持等)

第21条 職員は、勤務時間中に秩序及び風紀を乱すような言動をしてはならない。

(被服等の着用)

第22条 管理者が貸与する被服等は、勤務時間中に着用するものとする。ただし、所属長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 被服等の貸与については、亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第7号）の定めるところによる。

第23条から第25条までを次のように改める。

(記章、名札及び職員証)

第23条 記章、名札及び職員証の取扱いについては、亀岡市職員服務規則第5条及び第6条の規定を準用する。

(離席及び外出)

第24条 職員は、みだりに勤務場所を離れてはならない。

2 職員は、離席又は外出するときは、所属長に行先、用件及び所要時間を告げ、常に所在を明らかにしておかなければならない。

(旅行届)

第25条 職員は、私事旅行等のため5日以上にわたり居住地を離れる場合は、あらかじめ旅行届により管理者に届出をしなければならない。

第26条第2項を削る。

第29条を次のように改める。

(遅参又は早退)

第29条 職員は、遅参又は早退しようとするときは、あらかじめその理由と出勤時刻又は退出時刻を所属長に届け出て、その承認を受けなければならない。

第34条から第37条までを削る。

第4章の章名を削る。

第33条中「亀岡市上下水道部の企業職員の旅費に関する規程」を「亀岡市上下水道部の企業職員等に関する規程」に改め、同条を

第37条とする。

第32条中「職員の給与は」を「職員の給与（退職手当を含む。）については」に、「亀岡市上下水道部の企業職員の給与に関する規程及び亀岡市上下水道部の企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第3号）」を「（昭和41年亀岡市条例第30号）及び亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第2号）」に改め、同条を第36条とし、同条の前に次の2条及び章名を加える。

(職員倫理の保持)

第34条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、いかなる場合においても職務に係る倫理を保持しなければならない。

2 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則その他職員倫理の保持については、亀岡市職員倫理条例（平成14年亀岡市条例第34号）の定めるところによる。

(ハラスメントの禁止等)

第35条 職員は、次に掲げるような言動等（以下この条において「ハラスメント」という。）をしてはならない。

(1) 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

(2) 職員が職務上の権限や地位等を背景に、継続的に他の職員の人格や尊厳を傷つけるような言動

(3) 職員が言葉、態度、身振り及び文書等によって、他の職員の人格及び尊厳を傷つけ、又は肉体的及び精神的に傷を負わせることにより、職場を辞めざるを得ない状況に追い込み、又は職場の雰囲気が悪くさせること。

(4) 妊娠、出産、育児休業・介護休暇等の制度等の利用に関する言動により勤務環境を害すること。

2 職員は、ハラスメントについての認識を深め、常に自らの言動等に注意を払わなければならない。

3 ハラスメントをした職員は、その態様等に応じて懲戒処分又は訓告等に付する。

4 ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応については、亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成23年亀岡市告示第134号）の定めるところによる。

第4章 給与及び旅費

第31条を削る。

第30条を第33条とし、第29条の次に次の3条を加える。

（事故等の報告）

第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに所属長を経て管理者に報告しなければならない。

- (1) 交通事故（公務外の軽微な物損事故を除く。）又はその他の事故若しくは事件の当事者となったとき。
- (2) 重大な法令違反の容疑等を受けたとき。
- (3) 同居人に感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症から三類感染症まで及びこれらに相当するものをいう。）の患者が発生したとき。

（証人、鑑定人等としての出頭）

第31条 職員は、その職務に関連した事項について証人、鑑定人等として裁判所その他の官公庁へ出頭するときには、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、職務上の秘密に属

する事項について陳述を求められたときは、その陳述しようとする内容についてあらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

（復命）

第32条 出張した職員は、出張中に取り扱った事務のてん末を、帰庁後直ちに文書をもって復命しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭をもってすることができる。

第5章の章名を削り、第37条の次に次の章名を付する。

第5章 勤務時間、休憩、休日及び休暇等

第38条を次のように改める。

（勤務時間、休暇等）

第38条 職員（会計年度任用職員を除く。）の勤務時間、休憩、休日及び休暇については、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

2 会計年度任用職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇については、亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号）の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、職員の時間外勤務及び休日勤務に関する事項で労働基準法第36条第2項各号に掲げるものは、同条第1項に規定する書面による協定により定める。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、年次有給休暇が10日以上付与された職員は、付与日から1年以内に、5日以上の年次有給休暇を取得するものとする。この場合において、年次有給休暇の取得が一定期間経過後も5日に満たないときは、その5日に満たない日数について、管理者が当該

職員の意見を尊重した上で、あらかじめ時期を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。

5 前項までに定めるもののほか、職員の勤務時間等の取扱いについては、亀岡市服務規則第8条から第12条まで（第10条を除く。）の規定を準用する。

第39条及び第40条を削る。

第41条を次のように改め、同条を第39条とする。

（育児休業等）

第41条 子を養育する職員（法律又は条例で定める職員に限る。）は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の定めるところにより育児休業若しくは育児短時間勤務をし、又は市長事務部局の職員の例により部分休業をすることができる。

2 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業をしている職員及びこれらをした職員の給与の取扱いについては、市長事務部局の職員の例による。

第41条の2から第56条まで及び第6章の章名を削る。

第39条の次に次の章名を付する。

第6章 懲戒及び表彰

第57条を次のように改め、同条を第40条とする。

（懲戒）

第57条 職員の懲戒については、法第27条第3項及び第29条並びに職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）の定めるところによる。

2 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の施行に関する事項は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則（平成18年亀岡市規則第61号）及び亀岡市職員の

懲戒処分等に関する指針（平成16年亀岡市訓令第1号）の規定を準用する。

「第7章 研修」を削る。

第58条を第41条とし、同条の次に次の章名を付する。

第7章 研修

第59条第2項後段を削り、同条を第42条とする。

「第8章 安全及び衛生」を削る。

第42条の次に次の章名を付する。

第8章 安全及び衛生

「第9章 公務災害補償」を削る。

第60条を第43条とし、第61条を第44条とし、第62条を第45条とし、同条の次に次の1条及び章名を加える。

（亀岡市職員安全衛生管理規則の適用）

第46条 前3条に定めるもののほか、職員の安全及び衛生については、亀岡市職員安全衛生管理規則（平成3年亀岡市規則第13号）の定めるところによる。

第9章 公務災害補償等

「第10章 雑則」を削る。

第63条を次のように改め、同条を第47条とし、同条の次に次の2条を加える。

（公務災害補償）

第63条 職員（会計年度任用職員を除く。）の公務上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 会計年度任用職員の公務上の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

3 所属長は、その所管に属する職員について、公務に基づくと認められる災害が発生した場合は、速やかに亀岡市職員服務規則第47条第2項各号に掲げる事項を管理者に報告しなければならない。

(公務災害見舞金)

第48条 職員が公務上の災害等により死亡したことに對する見舞金の支給については、亀岡市職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する条例(平成12年亀岡市条例第11号)の定めるところによる。

(公務外の傷病等扶助)

第49条 常勤職員の公務外の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害又は死亡等に対する扶助(以下次項において「公務外の傷病等扶助」という。)については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の定めるところによる。

2 会計年度任用職員及び短時間勤務職員の公務外の傷病等扶助については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

第49条の次に次の章名及び2条を加える。

第10章 公益通報及び苦情処理

(公益通報者の保護)

第50条 公益通報をした職員の保護及び公益通報に対する措置については、亀岡市職員等の公益通報に関する要綱(平成25年亀岡市訓令第6号)の規定を準用する。

(苦情処理)

第51条 職員の職場における苦情については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条に規定する苦情処理共同調整会議において処理する。

第51条の次に次の章名及び1条を加える。

第11章 雑則

(適用除外)

第52条 副課長級以上の職員については、この規程中の勤務時間、休憩及び休日に関する規定は、適用しない。

第64条を第53条とする。

第65条を次のように改め、同条を第54条とする。

(委任)

第65条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長事務部局の例に準じて管理者が別に定める。

別表第1及び別表第2を削る。

(亀岡市上下水道部の企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 亀岡市上下水道部の企業職員の給与に関する規程(昭和47年亀岡市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名中「給与」を「給与等」に改める。

第1条中「企業職員の給与」を「上下水道部の企業職員(以下「職員」という。)の給与等」に改める。

第2条を次のように改める。

(常勤職員等の給与)

第2条 条例の適用を受ける職員の給与(退職手当を含む。)の額及びその支給方法並びに初任給、昇給、昇格の基準については、亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)及び職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

第2条の次に次の3条を加える。

(会計年度任用職員の給与等)

第3条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である職員の給与(退職手当を除く。)及び費用弁償については、亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年亀岡市条例第50号)の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

2 前項の職員の退職手当については、職員の退職手当に関する条例の適用を受ける市

長事務部局の職員の例による。

(特殊勤務手当)

第4条 第2条及び前条第1項の規定にかかわらず、特殊勤務手当（報酬として支給する場合を含む。）の支給対象職員及び手当の額については、次のとおりとする。

支給対象職員	手当の額
常時水道料金等の滞納整理事務に従事する職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員であるものを除く。）	1月につき2,500円
臨時に水道料金等の滞納整理事務に従事した職員	1日につき150円
著しく危険、不快な作業に従事した職員	1日につき200円

(特別職の職員の給与等)

第5条 地方公務員法第3条第3項第2号の職を占める職員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

2 地方公務員法第3条第3項第3号の職を占める職員の報酬及び費用弁償については、顧問、参与、嘱託員等の給与に関する条例（昭和32年亀岡市条例第7号）の適用を受ける市長事務部局の職員の例による。

(亀岡市上下水道部の企業職員の旅費に関する規程の一部改正)

第4条 亀岡市上下水道部の企業職員の旅費に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「企業職員」を「企業職員等」に改める。

第1条中「企業職員」を「企業職員及びその他の者（以下「職員等」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

(常勤職員等の旅費)

第2条 職員等のうち常時勤務を要する職を占めるもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに職員以外の者に支給する旅費については、亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号）の適用を受ける市長事務部局の職員等の例による。

第2条の次に次の1条を加える。

(非常勤職員の旅費)

第3条 職員等のうち地方公務員法第3条第3項第2号又は同項第3号に掲げる職を占めるもの及び同法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に費用弁償として支給する旅費については、亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業

管理規程第2号)の定めるところによる。

(亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正)

第5条 亀岡市上下水道事業会計規程(平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第38条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1第1号費用勘定の表及び同表第2号費用勘定の表中

「|職員の本給|」を「|常勤職員等の給料|」に、

「|職員の扶養、調整、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊作業等の諸手当|」を

「|職員の扶養、地域、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当|」に改め、

同表中「|賃金|臨時職員及び人夫の賃金|」を削り、「|臨時又は非常勤の嘱託員等に対する報酬|」を「|非常勤職員の報酬|」に、

「|旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費|」を

「|旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費及び費用弁償|」に、

「|職員の扶養、調整、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊作業等の諸手当並びに児童手当|」を

「|職員の扶養、地域、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当並びに児童手当|」に、

「|臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬|」を

「|非常勤の報酬|」に改める。

(亀岡市上下水道部臨時的任用職員等取扱規程及び亀岡市上下水道部の企業職員の特殊勤務手当に関する規程の廃止)

第6条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 亀岡市上下水道部臨時的任用職員等取扱規程（平成12年亀岡市公営企業管理規程第3号）
- (2) 亀岡市上下水道部の企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第3号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条の規定による改正後の亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この規程の施行のために必要な行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市指定給水装置工事
事業者休止の告示

令和2年3月3日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者休止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

- 1 休止処理日

令和2年1月30日

- 2 休止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
246	日興建設株式会社	代表取締役 柳山 春佳	京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本30番地3

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第4号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和2年3月16日から令和2年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部お客様サービス課において、縦覧に供する。

令和2年3月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和2年3月31日

2 供用及び汚水の処理を開始する区域

篠町篠（下西山・上西山・松ヶ池・上西裏）、夕日ヶ丘三丁目、古世町三丁目、曾我部町寺蛇谷、蕪田野町佐伯（筋違・河原ノ辻・玉泉・岩谷ノ内向山・下峠）、芦ノ山杉森、大井町南部土地区画整理事業区域内の各一部

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起点	終点
市道佐伯玉泉線	蕪田野町佐伯筋違40-1先	蕪田野町佐伯岩谷ノ内向山98-1先

4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地

(2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第5号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市上下水道部お客様サービス課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により告示する。

令和2年3月18日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略

氏 名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、国税通則法第14条第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第1号

令和2年2月27日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和2年7月31日までとする。

令和2年3月12日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

2 4

「揭示済」